

平成 26 年 12 月 12 日（金曜日）

第 12 回南三陸町議会定例会会議録

（第 4 日目）

平成26年12月12日（金曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁 君
副	町 長	遠藤	健治 君

会 計 管 理 者	佐 藤 秀 一 君
総 務 課 長	三 浦 清 隆 君
企 画 課 長	阿 部 俊 光 君
町 民 税 務 課 長	佐 藤 和 則 君
保 健 福 祉 課 長	最 知 明 広 君
環 境 対 策 課 長	小 山 雅 彦 君
産 業 振 興 課 長	高 橋 一 清 君
産 業 振 興 課 参 事 (農 林 行 政 担 当)	阿 部 明 広 君
建 設 課 長	三 浦 孝 君
建 設 課 技 術 参 事 (漁 集 事 業 担 当)	宮 里 憲 一 君
危 機 管 理 課 長	佐 藤 孝 志 君
復 興 事 業 推 進 課 長	及 川 明 君
復 興 用 地 課 長	仲 村 孝 二 君
復 興 市 街 地 整 備 課 長	沼 澤 広 信 君
上 下 水 道 事 業 所 長	羽 生 芳 文 君
総 合 支 所 長 兼 地 域 生 活 課 長	佐 藤 広 志 君
公 立 志 津 川 病 院 事 務 長	佐々木 三 郎 君
総 務 課 長 補 佐	三 浦 浩 君
総 務 課 財 政 係 長	佐々木 一 之 君
教育委員会部局	
教 育 長	佐 藤 達 朗 君
教 育 総 務 課 長	佐 藤 通 君
生 涯 学 習 課 長	及 川 庄 弥 君
監査委員会部局	
代 表 監 査 委 員	首 藤 勝 助 君
事 務 局 長	芳 賀 俊 幸 君
選挙管理委員会部局	
書 記 長	三 浦 清 隆 君
農業委員会部局	

事務局職員出席者

事務局 長

芳賀 俊幸

主幹兼総務係長
兼議事調査係長

三浦 勝美

議事日程 第4号

平成26年12月12日(金曜日)

午前10時00分 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 諸般の報告

第3 議案第150号 南三陸町と宮城県との間の災害等廃棄物処理の事務の委託の廃止
に関する協議について

第4 議案第151号 平成26年度南三陸町一般会計補正予算(第7号)

第5 議案第152号 平成26年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

第6 議案第153号 平成26年度南三陸町介護保険特別会計補正予算(第2号)

第7 議案第154号 平成26年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計補正予算(第1
号)

第8 議案第155号 平成26年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1
号)

第9 議案第156号 平成26年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

第10 議案第157号 平成26年度南三陸町病院事業会計補正予算(第2号)

第11 議案第158号 平成26年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計補正予算
(第1号)

第12 議案第159号 工事請負契約の締結について

第13 請願12の1 東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険利用者
負担の減免を、被災市町村の負担によらず継続するための財政措
置を求める意見書提出についての請願書

第14 閉会中の継続調査申出について

本日の会議に付した事件
日程第 1 から日程第 1 4 まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

定例会4日目となりました。本日もよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において11番菅原辰雄君、12番西條栄福君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本定例会に、お手元に配付しておりますとおり、町長提出議案1件と請願1件が追加して提案され、これを受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第150号 南三陸町と宮城県との間の災害等廃棄物処理の事務の委託の廃止に関する協議について

○議長（星 喜美男君） 日程第3、議案第150号南三陸町と宮城県との間の災害等廃棄物処理の事務の委託の廃止に関する協議についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第150号南三陸町と宮城県との間の災害等廃棄物処理の事務の委託の廃止に関する協議についてご説明申し上げます。

本案は、南三陸町と宮城県との間の災害等廃棄物処理の事務の委託について平成27年3月31日限り廃止したいため、宮城県に協議することについて議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） それでは、議案第150号の細部説明をさせていただきます。

皆様ご案内のとおり、さきの東日本大震災により発生いたしました巨大津波により東北太平洋沿岸地域は壊滅的な打撃を受けまして、当町におきましても役場庁舎が流出するなど行政機能が喪失するとともに、町が年間に排出する廃棄物の100年以上分もの膨大な量の災害廃棄物が発生いたしましたことから、本来であれば災害廃棄物は一般廃棄物として市町村みずから行うべき処理ではございますが、このような未曾有の状態にあったことなどから地方自治法第252条の14第1項の規定に基づきまして宮城県と協議を行い、平成23年5月11日に災害等廃棄物の処理に関する規約を定め事務の委託を行うことといたしました。

規約につきましては、さきにお渡ししております別添の議案関係参考資料をごらんいただきたいと存じます。

宮城県に委託した災害等廃棄物処理業務につきましては、平成24年度から本格的に開始されてきて、平成26年3月までに終了したところでございます。この間、戸倉、在郷地区に設置された2次仮置き場となります中間処理施設に運ばれ処理されました災害廃棄物は、いわゆる瓦れきにつきましては約49万トン、津波堆積物が約17万トンで合計約66万トンが処理されておりまして、事業費につきましては277億ほどとなっております。

県では、当町以外にも県内の沿岸部12市町からも同様の委託を受けておりまして、合計この全13市町の瓦れき処理につきましては平成26年3月までに全て終了してございます。しかしながら、一部の市町におきましては処理施設の設置の際に使用いたしました土地について汚染の状況の確認、それから現状復旧作業、そういったものが遅延するなどし今年度までに繰り越されている状況があったことと、また当該事業が予定どおりに終了しました市町におきましても何らかの形で再処理の必要性が生じる可能性などを勘案いたしまして、これまで受委託というものを継続しておりました。

今般、県では関係関連業務が全て終了いたしましたことから、沿岸部13市町と統一した形で平成27年3月31日までにこの受委託を廃止したいということもありまして、今般地方自治法第252条の2の2第3項の規定に基づきまして当該事務の受委託の廃止について協議を行うた

め、議会の議決を求めるものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） おはようございます。小野寺です。

そうしますと、いわゆる大震災による瓦れきの処理は一応終わったということなんですか。見た目にそのいろんなまだ瓦れきあるいはその被害の跡が残っているようなんですけれども、その処理は今後どうなるのでしょうか。

それから、ここの第3条の2項に、この事務の管理及び執行によって生じる収益は宮城県の収入となるとなっておりまして、その後に経費は南三陸町で負担するというようなことになっていますが、この事業によって生じた収入の処理はどのようになっているのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 1点目、今議員おっしゃったとおりこの事業は全て終了しておりますので、今後残っているものにつきましてはこれまでの既存のさまざまな補助事業内で処理していくということになります。

それから2点目のこの規約にあります、この事務によって生じる収益は宮城県の収入とするというふうになってございます。実際はですね、処理する中でJVなどで有価物とかそういったものが生じますので、そういった収益については県とJVが結んだその契約の中で、契約金で相殺するような形で処理するという形になります。

それから瓦れき処理以外にも、例えば自動車の処理とかそういったもので得た利益というものもありますけれども、それは県から寄附という形で町のほうにお金が入ってきてございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） いわゆる収入に関しては業者の間で調整するということですね。それで今残っている分の補助事業っておっしゃいましたけれども、この中身はどんなようなものなのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 補助事業といえますか、これは特例の国からの補助金を得たものでありますけれども、通常の町で処理するような事業でやっていくということでございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今回この150号であります。宮城県との協議についてこれは平成23年の5月に施行するというこの議案でありました。それで課長からこの確認といいますか、お伺いをするんですが、防災庁舎なんです。あの防災庁舎はこの議案からは外れているのかどうか。議案と中身ですね、廃棄物の処理についての中身があの防災庁舎は含まれているのかどうかということでもあります。

それから、宮城県が有識者会議などをつくりましていろいろこの各市町村の震災遺構について協議をしておったと。新聞テレビ等でいろいろ報道されていますように、我が町の防災庁舎は保存すべきであるというような内容の報道がなされました。最終決定はいつになるのか、ことし中という形には理解しておりますが、その有識者会議の最終決定を宮城県知事に提言といいますか、意見といいますか、そういった形で申し入れるという順番になるのかなという思いがいたしておりますし、またそれに基づいて宮城県知事も町のほうに協議を申し入れるというような報道がなされておりました。そういった中で、町長の考えをお聞きするんですが、従来より町長は防災庁舎はとにかく解体するんだという考えであるということ再三にわたって私どもにも説明しておりますし、また多くの町民の方々、全国民の方々に発信をいたしております。町長、何度聞かれても私は解体の考えはないよという答弁になるかと思えますけれども、きょうは遺族の方々の傍聴が来ていますので、改めてその今の町長考えですね、お聞かせいただければというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） まず1点目のところですが、防災庁舎は当初解体するという案件に入ってございましたけれども、県のほうから有識者会議を開くということで、その有識者会議の中で震災遺構として検討すべき施設の1つとして挙がってきたということで、一旦そのままですと解体することになってしまうのですが、有識者会議での最終的な決定というのは27年の3月までに出すということになっておりましたので、そこまでは解体せずに残しておいてほしいという申し入れがありましたので、そのことについては一応リストから外すということで了承してございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、有識者会議の方向性については、議員が今お話ししたように我々も新聞あるいはテレビ報道の情報しかございません。これは実はずの町だけではなくて、今回の15の市と町が俯瞰的にやるということですが、15の市と町にもこういった情報一切入

ってございませんで、同じように我々にもその情報は入っておりませんので、繰り返します
が新聞報道以外について我々としてはどういう方向になるのかということについてはまだ理
解できないというのが現実でございます。後段の部分にお話させていただきますが、基本的
に今回解体、今回というか昨年ですね、解体のお話をさせていただいたときに篤と議員もご
承知のように、とにかくこれだけの財政負担を将来まで持っていくということについては、
こういう小さい町では到底持ちきれない、そういう最終的な判断のもとに解体というご判断
をさせていただきましたので、現状として何ら変わりがない状況でございますのでそういう
方向は変わりないということでございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） ちょっと今のお話ですと、財政負担が強られるようなことになると大
変なので解体というような考えだと。そうしますと、その理由、解体の理由が要するに財政
負担がなければその考えも変わるという解釈にとっていいのかということなんですけれど、
その辺なんです。私どもは、理由はいろいろな話は聞きましたけれども、とにかく解体とい
うことにはまずするんだと、解体するんだという認識でおりましたのでね。それで今話を
聞きますと、財政負担が強られるから残すことは難しいんだという解釈にとられる、解釈
しますとね。その問題が解決すれば、財政負担がなければ残すと、保存するというこも考
えられるというようなニュアンスの今発言にとられたんですけれども。その辺の確認ですが、
いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 昨年の記者会見の内容等ごらんいただければわかるんですが、基本的
に今回の防災対策庁舎につきましては非常にデリケートな建物でございます。今傍聴にお入
りいただいている方々もいらっしゃいます。基本的には遺族の方々でも前からもお話してい
ますが、解体を望む遺族の方々、それから保存を望む遺族の方々、いらっしゃるとい
うのはこれは三浦議員も篤とご承知だと思います。最終的に私、去年の記者会見でお話
させていただいたのは、2つの理由を挙げさせていただきました。第1点は、今言ったよ
うに財政の問題。これは到底小さい町では賄い切れない。それから第2点の問題は、か
さ上げ工事が発生するという、そういった意味においては復興工事、これの妨げになる。
この2点を解体の決断をしたということで、お話をさせていただいたのはこれは三浦
議員も篤とご承知だと思いますので、その辺はひとつご理解をいただきたいという
ふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） これ12月の3日ですかね、この有識者会議のほうに遺族会の方々が意見書といいますか、声明書ですね、これをお持ちになって宮城県震災遺構有識者会議、座長であります平川教授ですかね、この方に持っていったと。それでその座長さん、突然行かれましたので、いなかったということで対応された方が宮城県震災復興企画部地域復興支援課の課長さんが対応に当たったと。コンノ課長さんですけれどもね。それでいろいろとお話をしまして、その課長さんはやはり最終決定は町の町長ですというお話をされてきたということなんですね。いろいろと有識者会議等々でいろんな意見が出て、それを知事のほうに提言という形で最終取りまとめをしても、やはり最終決定は町長であるというお話をされて帰ってきたということでありました。

私もこれまで、特に最近では9月の定例会の中でこの件に関して再三質問してまいりました。そのときにも町長は解体という考えには変わりはないというお話でしたし、またさらにお話を質問したところ、その解体の気持ちに、あるいは解体の考えを堅持するという答弁をいただきましたので、いろんな諸事情があります、それはいろんな思いの方があるということも承知をした上での質問でありました。しかし、町長はその時も解体の気持ちは変わらないと、堅持するんだというお話を賜りましたものですから、これはやはり有識者会議が何であろうが町長は解体するんだという気持ちには変わらないから、私としましても近いうちには解体するんだらうという思いで今日までいたわけでありました。それで町長もこれまでいろんなところで講演、これからもまた講演もあるでしょう、全国ずっと講演依頼されて歩いておるようではありますが、その講演の中でも町長として一番大事なことはぶれないことであるというお話をしておりました。ぶれないことが町長として大事なことであるというお話をされていて、今後どうなるのか考えが変わってくると、全くそのぶれるといいますか、講演した方々に全くその意志とは反するようなことをするということになる、南三陸町民ばかりでなく全国の方々にうそをつくような形になるのではないかなというような思いが今いたしておりますので、ぜひそのいろんな今町長が話されたような財政負担さえなければ考えも変わるというようなニュアンスの発言に今捉えましたので、そこはないようにやはり解体するということになれば、やっぱりぶれないで解体するということをお話していただければなという今思いで質問に立たせていただいているんですが、その辺のところをもう一度確認したいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これ今後ですね、有識者会議を含め、宮城県を含めてどういうことにな

るのかということについては全くこの時点ではわかりませんので、今この場所で仮定の話に、いわゆる課題どういふことがあるのかと含めて、なかなか私今ここで明言できるというわけにはまいりませんので、そこはひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに。15番山内孝樹君。

○15番（山内孝樹君） この防災庁舎の件であります、ただいま前者質問したとおりでありまして、町長の意というものは変わらないものであると私も受けとめておる一人であります。この件については、今さら言うまでもなくこの特別委員会のほうに付託をし、喧々譁々いろんな議論の中で採択すべきものという結果が出ました。かつまた、本会議におきましても結論も異議なしという、この不動の結論が出たわけでありまして。町長自身に再三この件について私も質問をした一人であります、ここにきてまたこの有識者会議の中での結論は、また重複しますが残すべきであると、遺構として残すべきである。しかしながら、町長としての気持ちは私も今まで、これまで解体をすべきであると意は変わらないと今申し上げましたように不動の結論であると私は今もまたその思いで受けとめておるものであります。

そこでですね、私以前にも一般質問の中でこの遺構についてお伺いをした経緯がございます。これはまた議事録にも残っておりますし、町長もこの私が質問をした意というものを確かに受けとめたお言葉であるところのように思っております。その際に、私がこの質問の中で伺ったのは、ちょうど一般質問をするこの議会に来る前の朝、テレビニュースで新聞にも報道でもございましたように、このミュージアムという、震災遺構を残す計画が公表されました。その時点におきましては、気仙沼の物議を醸した共徳丸、最終的にはこれは解体をするということで船主の意が通りましてなくなったと。そのニュースの中では、新聞報道でもそうですが、ミュージアムにはこの共徳丸と防災庁舎、ほか遺構として例えて何点か挙げられました。それで本日のこの廃棄物に当たって、この防災庁舎の件について前者も確認をし、ただしたわけでありまして、そういうものが2020年と言いましたね、私の記憶ではミュージアム計画、計画です。記憶が正しいかと思いますが、県のほうで打ち出した計画の年次とあわせて、今回この保存すべきであるという遺構がそういう計画の中に入っておるがために有識者会議の中でも残すべきであるという結論に達したのか、そういう疑問な点がございます。町としては解体、そのために明言はできないのではないのかという私の受けとめ方なんです、いかがなものでしょうか。解体の意は変わらざると言いながら、ここにきて明確には言えないという、今お答えいただきましたがいかがなものでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、議員お話のミュージアム構想というのは、私ちょっと理解していませんが、それと有識者会議というのはこれは別問題ではないのかなというふうに思います。ミュージアム構想というのはどういう意味で20年というお話になっているのかというのは、ちょっと私のほうでは理解できかねております。

○議長（星 喜美男君） 山内孝樹君。

○15番（山内孝樹君） いやいや、そういうものが先に計画を立ててあったからこそ、私言葉足らずかもしれないが、そういう計画が先にあったがためにこういう結論に達したのかという解釈を私はしておると。ここにきて、もう一度言いますが、町長が明確に解体をするという意を表したわけでありませぬ。ここで、ぶれないということは前者も話されましたが、それがあるがために明確にはできないという方向に変えたのかと。私はそのように今受けとめまして、お伺いをしたわけでありませぬ。改めて言いますが、町長の意は変わらないものと、もう一度言いますが結論は不動のものであると私はそのように受けとめております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ミュージアム構想とこの今回ご議論を、例えば県のほうでご議論をしているというのは多分別枠のものではないのかなと私は思っているんです。そのミュージアム構想なるものがどういう内容をご提示をしているのかということについては、なかなか私も理解できかねますので、ひとつその辺はご理解いただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 山内孝樹君。

○15番（山内孝樹君） ミュージアム構想と申しますのは、今言ったとおりでありまして、私が一般質問をした際には目を通して見ると、新聞等でも、私はそれを記憶にしております。中身はどのくらい把握をしているかはわかりませんが、そういうものが先にあるがためにその解体を凍結というんですか、県のほうで待たされたわけではないかという、私はそういう解釈をしております。それで、これまで私だけではなく前者もそうですが、その経緯というものがあったかと。この南三陸町のみばかりではなく、ほかにもその経緯等の報告はないという町長のお話でしたが、県としては、先行しますけれども県としてはそういう構想があるがために遺構としてストップをかけたのではないかと私は思っております。それで、ここにきて何度も言いますが、この遺構として残すべきであるという結論に達したといいますが、これはまたこれから県への提言となるわけでありませぬが、最終的には町の判断であると、町の判断では財政がどうのこうの言う前に、それも含まれているという答弁ですが、最終的には解体をするという意をそこでまた県のほうから協議の場を設けられた場合でも変

わることはないのではないかと、あるはずもないと私は受けとめておるものであります。この点について、もう一度お伺いをしたい。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、副町長に確認しましたが、ミュージアム構想と今回の有識者会議、これは全く別物だということでございますので、ひとつその辺はご理解いただきたいというふうに思います。

それから、三浦議員に答弁したのと同じでございます。先ほど来、お話ししておりますように今回の問題につきましては、基本的に昨年9月にお話させていただいた解体せざるを得ないという苦渋の選択というお話をさせていただきましたが、基本的には私がお話させていただいたのは、まず1点は財政の問題、それから復興工事の妨げになると、この2点を挙げさせていただいて解体ということにさせていただきましたので、これ何回も繰り返して大変恐縮でございますが、そういう内容で私は記者会見をさせていただいたということでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。1 番後藤伸太郎君。

○1 番（後藤伸太郎君） おはようございます。

事務処理の廃止の手続きをこれから県と協議したいんだけれどもという議案であると理解しておりますが、だから今防災庁舎に関しての議論になっておりますので、本件から著しくかい離する場合には議長にとめていただきたいと思っておりますけれども。少し確認させていただきたいというふうに思います。

まず、町として防災庁舎は解体するという決断を下したと、これは皆さんご存じのとおりです。それで、県が有識者会議を立ち上げて防災庁舎に限らず県内のいろいろな遺構について、地元のその感情論がどうしても入ってしまう場所ではなくて、少し俯瞰した立場からそれぞれの遺構についての評価をするという目的で有識者会議は立ちあがったというふうに記憶しています。

それで、実際にその有識者会議というのは今まで6回、主に仙台市で開かれているんですけども、私本町の町議会と日程がかぶったとき以外全て傍聴させていただいております。大切というか、町長の姿勢としてぜひ確認しておかなければいけないことというのは、その有識者会議、町の外の意見ですね。それと、町内の意見、これはどちらを優先するのかということこれはこれお聞きしておかなければいけないのかなというふうに思います。ただそこで、防災庁舎というのは大変町内外を問わず有名になっているというのはこれは事実だろうと思います。動画の再生回数であるとか、ニュースの映像であるとか、いろいろな国際会議の震災

をあらわす例えばその写真の展示であるとかいった場合にも防災庁舎の映像がどうしても出てきてしまうと。これは我々がやめてくれと言ってもなかなか通じるものではないと思います。そういう状況にある中で、外からの意見がたくさん挙がってきているということはこれ1つの事実ですが。その意見と町内の意見、どちらをまず優先するのかということをお伺いしておきたいと思いますがいかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） お断りをさせていただきますが、有識者会議の意見というのは町のほうにくる意見でございませぬので、基本的にその有識者会議の意見というのは県のほうに行く意見でございませぬので、それと比べるというかそういうどちらがという話にはならないというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） であれば、町に例えば外から正式に申し出があった場合にはそこで検討しますが、今はその段階にはないという認識なのかなど。わかりました。

その最初に外と内側とどっちなんですかとお伺いしたのは、じゃあその内側、町内の議論というものが十分に行われているのかどうかということもこれ1つ確認させていただきたいなと思って今質問させていただいています。今までその町長が決断を下すまでのその議論であるとか、そこに至るまでにいろんな意見を町長自身もお聞きになった、議会にも提出された、それを十分に議論をした。それは十分に重きを置いて我々も感じなければいけない部分だろうと思いますけれども、ただ状況が変わってきているのであれば、それに対応してまた新たな議論が起こるということはこれ自然な流れなんだろうと思います。それで、一旦決まったからということ余りことさらに強調しすぎるのも、公平な議論をすべきこの議会においてはいかなものかなどというのは個人的に思っております。ただ、この議論は先ほど町長おっしゃいましたように非常にデリケートな問題で、ご遺族の方もいらっしゃいます。きょうも傍聴にたくさんの方がいらっしゃっています。その町民の皆さんが自由に、自由にといいますか、あの防災庁舎をどうするんだということをなかなか声を挙げづらい空気というのは実はあったのではないかなど推察しておりますけれども、今現状、この町内においてあの防災庁舎を町として選択するということが大切だと思うんです。その外から県がどうのこうの言うとか、有識者会議がこういう意見だと、それは参考資料にはなるんでしょうけれども、ただ町の中の町民の意見としてあれを本当にどうしたらいいんだということをちゃんと選択しなければいけないと思います。その議論が十分なのかどうか、町長はどのようにお考えなの

か伺ってみたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 前段としてお話させていただきますが、基本的にはこの防災対策庁舎の問題につきましては、いわゆる2通りの要望書が出たのは、後藤議員はまだ議員でなかったものであれなんです、2通りの要望書がまいりました。1点は解体、1点は保存、1点は時間を置いて議論をすべきだと、3通りの意見が出てまいりました。しかしながら、先ほど言いましたように大変デリケートな問題でございましたので、町内の方々が十二分に議論をしたかということになりますと、なかなかそこまで立ち至らなかったのではないのかなと、そういう思いは私は持っております。しかしながら、そういった状況でございますので、そういった3通りのお考えがあるということで、そこで最終的に廃棄物の処理の期限も迫っているということもございましたので、最終的には先ほど来お話していますが、基本的には財政の問題、それから復興事業の問題、こういった問題であるの庁舎がどういうふうに影響を及ぼすのかということを含めまして、最終的に私が解体ということの判断を下させていただいたということでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） その3通りの陳情が出た議会には、私は当然まだ議員ではありませんでしたので、ただ議事録というのは残っていますので拝読させていただいて、どういう経緯でそのお話があって、特別委員会のほうでどういった割合といいますか、賛成の数がどうで、反対の方の数、議員の数がどうでというのも資料として残っておりますので拝見しています。やはり非常にデリケートかつその微妙な、非常に僅差の問題だったのではないかなというふうにその資料からは私は見受けられました。それで、きょうそのあれをどうするのかということについて結論が出るはずもありませんし、出すべきでもないと思います。一議員として申し上げておきたいのは、ちゃんと町民があれを選択するのが一番大切なのではないかと、いうことをぜひ申し上げておきたい。保存にしろ、解体にしろ、両方の意見が町内にあるのは現実だと思います。例えば、保存すべきだと言え、いや解体すべきだという方もいる。いやあれは解体と決めましようと言ったら、いやあれば保存するべきじゃないか。必ず反対の意見が出る。反対の意見が出る中で、誰か一人の責任に押しつけて、あの人が判断したんだというふうに町民の知らないところでその結論が変わってしまうということだけは、ぜひ避けていただきたいというふうに思うんです。それを議論する場が、果たしてこの場なのかどうかということも含めて慎重に意見を、なるべく多くの意見を吸い上げてあれの結論を出す

べきだろうと思いますので、先ほどそのぶれないという姿勢について前者質問されておられましたけれども、町民の意見をしっかり聞いて判断するんだというその姿勢はぶれないでいただきたいというふうに思っております。ここでこうやって話しているだけで、大変胃が痛くなるお話なので、これに真っ向から向き合っていくというのは非常に辛い大変だろうと思いますけれども、私は一議員ですので議員として責任ある立場で自分の考えをしっかりと申し述べるということは、人にぶれるなど言っているのとありますから自分もぶれずにこの問題に関しては取り組んでいきたいなというふうに思っております。その町民不在のところでは結論が180度変わるということだけは絶対にあってはならないと思いますので、そこを町長どのようにお考えなのかお伺いしておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 繰り返しの議論になりますが、先ほどお話しましたように、町として先ほどの2点の理由のもとで解体という結論を出させていただきました。その中でさまざまないろんな叱責もいただきました。いわゆる保存をすべきだという町民の方々もいらっしゃいますので、解体という発表をさせていただいた際に保存すべきという方々からも大分私も言われました。そういったことを含めて、ある意味私の考え方さまざまな見方があるなということに改めて感じてございますが、しかしながら現時点として何らこれまでの状況と変わっていないということを考えれば、今の町の姿勢をすれば、町として解体ということが一報を出したわけでございますので、そこはひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。6番今野雄紀君。

○11番（菅原辰雄君） 今、議長が宣言したんだから、それを簡単にあれするのはいかがかと思っております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） それで発したと、それで今手を挙げたと、それで今指名をしたということですから。続けてください。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君、ただもっと早く手を挙げるようにしてください。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 以後気をつけたいと思います。

震災から3年以上たち、さまざまな被害を受け心の傷は時間がたっても決して消えるものではないと思います。しかし、私自身も家族を失った一人として毎日眺める海の波のごとく、

小さな波、大きな波、フラッシュバックがあります。そこで決して癒されるものではない心の傷、しかし時間とともに和らいでいくのも事実です。

そこで、私も防災庁舎について伺いたいのですが、その防災庁舎の存在、壊してほしいという方たち、そして残してほしいという方たち、こういう大きな問題は私自身時がたったその当時議員でもなかったものですから、乱暴にとられるかもしれませんが、1つこういうやつは存続等を確認する意味で、時間もないところ何らかの形で、住民投票のような形である程度民意のようなものを確認することも1つの方法かと思われるのですが、この件に対して当局の考えを伺いたいと思います。

あともう1つは、町の震災遺構を検討する委員会がたしか存在していたはずですが、その取り組みの進捗状況というか、どのようになっているのか関連で伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 住民投票というそういうご意見をいただいたことも実はございますが、しかしながら町として住民投票をするという考えはないということを明確にお話をさせていただいております。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 庁舎内の遺構に関するプロジェクトチームの検討の状況というお尋ねだと思います。約1年間時間をかけまして絞り込み作業をほぼめどがつきつつあるという。110点ぐらいの場所候補遺物に絞り込みをかけまして、1点ごとのいろいろなそのカルテを今つくって、逐次町長に中間報告ということでさせていただいております。先日の新聞にも載ってありましたけれども、7点ぐらいに今絞り込みをかけておりますが、JRの施設関係に少し比率が多くなっているということで、そもそも所有者が民間のJRさんのものというようなこともありまして、そこはもう少し慎重に検討をしたらどうかというようなことで、なお引き続き作業を進めているという状況です。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 住民投票に関しては、その当時だったんでしょうけれど今現時点でのそういう状況というか、できるという意味じゃなくて、考え等は確認、何て言ったらいいんでしょうね、現時点でこうするような考えはないのかどうか伺いたいと思います。

あと、町の検討委員会のほうのあれで7点ぐらい絞ったということですが、最後その7点の中に防災庁舎は入っているのか入っていないのかだけ確認させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 住民投票については、現時点としてもそういう考えはないということです。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） プロジェクトを始める前に、防災庁舎はその議論の対象から外すことということにしてありますので、その中には入っておりません。

○議長（星 喜美男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第150号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第151号 平成26年度南三陸町一般会計補正予算（第7号）

○議長（星 喜美男君） 日程第4、議案第151号平成26年度南三陸町一般会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第151号平成26年度南三陸町一般会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、東日本大震災復興交付金事業の第10回分として決定いただいた各事業等について、早期に事業推進を図るべく所要額を計上したほか、条例改正に伴う人件費の調整、また第1次整理予算として、現時点で整理調整が可能な予算について所要の措置を講じたものであります。

細部につきましては、財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、一般会計補正予算の細部説明をさせていただきます。

まず、2ページの議案書を改めてごらんいただきたいと思います。

今回予算の総額に130億ほど追加する大きな補正予算でございますけれども、町長提案理由でも申し上げましたが、後ほど歳出でご説明しますけれども。

では、復興交付金の第10次の配分が約80億。それと漁港の災害復旧で50億という形で今回財源がついてございますので、合わせて130億になろうかと思いますが。多くのこの事業については、この時期の補正予算ということもありまして、いずれ来年の3月の補正予算でほぼ全額繰越明許の措置をしなければいけないだろうというふうに思っておりますので、あらかじめご了解をいただきたいなというふうに思います。

なお、総額で600億を越す予算となっておりますので、これはいわゆる通常分と震災復興分に分類いたしますと、通常分が72億9,000万、全体の12.1%。震災復興分が531億2,000万、87.9%という形になります。また、予算総額の前年度との同時期と比較いたしますと、マイナスの23.7%、額にして188億ほど少ない一応予算にはなっております。また、全体の予算に占めるいわゆる投資的経費、普通建設事業とか災害復旧事業費の占める割合でございますけれども、全体予算の58%が投資的経費になります。約350億、この予算がハード部分の事業費という形になります。

次に、6ページをごらんください。

第2表の債務負担行為の補正でございます。

今回追加といたしまして、まず災害公営住宅建設事業。限度額で125億3,600万という計上でございますけれども。今回第10次復興交付金の申請額をもとに新たに追加させていただきました。この公営住宅は2つの地区でございます。まず、志津川の東地区に265戸、志津川の西地区に82戸、これを整備するために債務負担行為として設定させていただきました。

次に、漁業集落防災機能強化事業の調査等委託業務です。

これも第10次の復興交付金に係るものでございます。7つの地区、泊浜、稲渚、館浜、伊里前、在郷、波伝谷、長清水、これらの地区に係る用地測量等の業務でございます。全体事業費が9,400万ですけれども、その6割を計上させていただいております。

次に、がけ地近接等住宅移転事業補助金。

これは、補助金の事業でございまして、年度年度事業完了が民間の皆さん難しいこともございまして、例えば土地とか建物の移転登記の手続きの遅れ等が、当然年度末まで全て完了するわけではないということもございまして、債務負担行為として追加させていただいております。

27年度の完成予定見込みが14件、26年の11月から27年の3月の申請見込みが25件見込んでございます。

次に、防災集団移転促進事業の移転費の助成補助金でございます。

これも同様の理由でございます。建物完成時期の遅れが見込まれるということで、追加債務負担として設定させていただいております。おおむね完成予定が防集で11団地127戸分、あと完成済みで6団地でございますので、その分の26戸分を合計いたしまして債務負担額として設定しております。

震災復興祈念公園整備事業の設計に係る債務負担でございます。

これは都市公園、いわゆる築山及びメモリアルゾーンに係る実施設計、測量設計に係る分として追加しております。

次に、変更部分でございます。

卸売市場の部分の監理業務と建設工事、増額しております。実施設計終了に伴いまして、工事費の増額が見込まれることによりまして限度額を追加させていただきました。

7ページをごらんください。

第3表として、地方債の補正でございます。

まず追加で、農林水産業施設災害復旧事業で1,370万でございますが、これは台風19号の災害による農道・林道の補助災害復旧事業に係る起債でございます。農道は2路線、南の沢線と宮方線でございます。林道が3路線、羽ヶ崎線、津の宮線、梨の木線、以上3路線に係る地方債でございます。

変更の部分でございます。

まず社会福祉施設整備事業として、限度額で700万追加しております。これは戸倉地区の子育て支援拠点施設建設工事、その設計管理委託料分を全体事業費と合算して不足分を計上させていただきました。

次に、学校教育施設整備事業。これは戸倉小学校建設事業に係る追加分でございます。いわゆる外構、プール、その他附属棟の整備がこれから行われる予定でございますので、その事業費に対応した部分を追加計上させていただきました。

以上が、議決対象部分でございます。

次に、事項別明細の説明に移ります11ページをごらんください。

歳入でございます。

まず9款地方交付税1目地方交付税で、震災復興特別交付税3,310万減額でございます。こ

これは復興全体の事業費、今回第1次的な整理予算の意味合いも込めまして減額されている部分がございますので、復興交付金事業の補助裏分を震災特交で見ているという関係上この金額に合計して減額させていただいております。

次に、国庫支出金の3目で災害復旧費国庫負担金。農林水産業施設災害復旧費負担金で52億7,600万ほど追加してございます。冒頭申し上げましたとおり、漁港の災害復旧に係る部分でございます。歳出で詳しくご説明申し上げます。下段の公立学校施設災害復旧費負担金ということで1億6,900万計上してございます。これは戸倉小学校の外構分、プールとか外構施設に係る国庫の負担金でございます。補助率3分の2でございます。

次に、国庫補助金の総務費国庫補助金。総務管理費補助金で東日本大震災復興交付金81億8,000万計上させてございます。第10次の復興交付金でございます。これら、これまでの復興交付金の交付総額を申し上げますと、800億8,000万累計で交付決定いただいております。その下段の情報推進技術利活用事業費補助金120万ほどでございますけれども、これは馬場・中山団地の共同受信施設、その補助金でございます。事業費の3分の1を補助金として頂戴いたします。

12ページの冒頭になります。

県支出金の農業費補助金。被災地域農業復興総合支援事業交付金として1億8,000万計上いたしてございます。事業費の4分の3になりますけれども、復興交付金ですが県予算を経由してくるということもございまして、県支出金のほうに計上してございます。その下段で、水産業費補助金で8,000万減額補正でございます。農山漁村地域整備交付金という説明欄にございますけれども、海岸防潮堤の整備に係る補助金の減額でございます。10漁港予算計上当初いたしてございましたけれども、県との調整によりまして事業費が減額されてございます。歳出でご説明申し上げます。

17款の繰入金。各種基金から特定財源として繰り入れしてございますので、繰り入れ後の現在高の見込み額について申し上げます。まず、地域経済活力創出基金繰入金、見込みで3,200万でございます。復興交付金基金の繰入金、繰り入れ後現在高見込みで396億でございます。地域復興基金の繰入金、繰り入れ後の見込みで15億2,300万ほどでございます。減債基金の繰入金、繰り入れ後の見込みが2,600万でございます。

次のページごらんください。

13ページの冒頭、財調から繰り入れしてございます。繰り入れ後の見込みといたしましては、70億7,000万ほどでございます。

以上、歳入でございます。

次、歳出のほうに移らせていただきます。

今回12月の第1次整理予算という意味合いも込めまして編成してございますが、昨日給与条例等の改正もいただきましたので、給与改定に伴う人件費の調整を各款、各目にわたりまして行ってございます。共通事項でございます。

まず、15ページをごらんください。

13目の地域交通対策費、これ金額少ないんですけれども委託料で7万1,000円計上してございます。説明欄がバス待合所等の移転業務となっておりますが、3月のダイヤ改正を予定してございまして、旧志津川駅にあるプレハブの待合室を撤去する経費でございます。

次に、18ページをごらんください。

4款の衛生費2目の予防費で13節委託料140万計上してございます。健康増進計画策定業務委託料ということですが、これ第2期の健康増進計画に係る調査事業費でございます。

19ページをごらんください。

農林水産業費の5目農業農村整備費で15の工事請負費200万計上してございます。町単農道維持補修工事でございますが、在郷地区の農業用水路の修繕工事を予定してございます。

その下段の林業費の林道費15節工事請負費の300万でございます。町単林道維持補修工事でございますが、林道並石線の修繕工事を予定してございます。

20ページの水産業費4目漁港建設費15節の工事請負費で1億5,800万円減額補正でございます。海岸防潮堤の設置工事で1億6,000万減額でございますが、先ほど歳入でご説明申し上げましたが、10の漁港の事業費を見直しを行ってございます。漁港名は田浦、石浜、稲渕、館浜、荒砥、平磯、津の宮、藤浜、長清水、寺浜、以上10漁港に係る部分でございます。

次に、6款商工費2目の商工振興費で19節負担金補助及び交付金で400万円、起業支援補助金を計上してございます。現在、4件の起業支援の実績ございますけれども、今後2回目の募集を予定してございまして、3件分の補助金を予算計上、見込み計上させていただいてございます。その下段の補償補填及び賠償金110万8,000円でございますが、中小企業振興資金融資損失補償金。26年度損失補償金を支給した会社は3社でございます。その部分の計上でございます。

21ページをごらんください。

5目の観光施設管理費で13節委託料190万ほど計上してございますけれども、神割崎キャンプ場等施設指定管理委託料として、この金額的には150万でございます。入り込み客減に伴う指定管理料を追加補正するものでございます。

次に、22ページ。

7款土木費の道路維持費でございます。15工事請負費に900万円、町道修繕工事として計上してございます。道路区画線の表示の改修、それと横断2号線の擁壁の補修、山谷線の擁壁の補修、上沢線の道路側溝の修繕、予定してございます。

次、25ページお開きください。

10款災害復旧費の民生施設災害復旧費13節委託料に1,450万円計上してございます。戸倉地区子育て支援拠点施設の設計監理委託料として計上させていただきました。

次に、26ページの農林水産業施設災害復旧費。まず農業施設災害復旧費で工事請負費で1,000万円計上してございます。南の沢線と宮方線の災害復旧工事でございます。その下段の、林道災害復旧工事。これは羽ヶ崎線、津の宮線、梨の木線、これは3路線の復旧工事でございます。3目の漁港施設災害復旧費13節委託料でございます。それぞれ委託料計上してございますけれども、おおむねの事業費を申し上げます。漁港施設災害復旧設計業務委託料が120万、工事積算支援業務委託料が4,600万、これは防潮堤の積算業務に係る委託料でございます、19漁港予定してございます。土地価格鑑定委託料が510万、登記等業務委託料が50万という形になります。その下段の15工事請負費52億7,500万円、町単の漁港施設災害復旧工事は1,000万円でございます。残り52億6,500万円が東日本大震災漁港施設災害復旧工事ということで、10の漁港に係る物揚場等の災害復旧工事と14漁港の防潮堤の災害復旧工事を計上してございます。漁港名を申し上げます。まず、物揚場の災害復旧が、港、田浦、石浜、稲渕、細浦、清水、平磯、折立、藤浜、長清水でございます。防潮堤の復旧工事が、港、田浦、ばなな、寄木、葦の浜、細浦、清水、荒砥、平磯、折立、水戸辺、津の宮、滝浜、長清水、以上が防潮堤の災害復旧工事でございます。一番最下段に19節の負担金補助及び交付金で500万円、船揚場補償工事負担金として計上してございます。これは、草木沢にある船揚場等の工事ということで、町管理の漁港ではございませんで気仙沼市管理でございますので、気仙沼市で事業を実施していただくという内容で町のほうから負担金として予算計上してございます。

次、27ページをごらんください。

災害復旧費。庁舎災害復旧費で13節委託料660万円計上してございます。庁舎建設用地造成設計の業務委託料ということで、これは支所に係る造成設計費でございます。

次に、災害復旧費の文教施設災害復旧費で公立学校施設災害復旧費13節委託料と15節計上してございます。いずれも戸倉小学校のプールとか外構に係る部分の計上でございます。

28ページ。

12款復興費の復興管理費で積立金で82億4,969万1,000円復興交付金基金として積み立てでございます。

第10次の交付の決定分につきましては、国庫の負担金、国庫補助金で受けてございますけれども、その金額と若干乖離してございます。その差額でございますが、24年度分の事業費を繰り越してございまして、その部分の復興交付金を基金に積み戻すことができなかつたということで、その金額が約6,900万ございましたので今回10次の決定分とあわせて基金のほうに一度戻すといった処理をしてございます。

次に、地域復興費で8節から12節災害ボランティアセンター閉所の謝金という形でも計上してございますけれども、災害ボランティアセンターを閉所する予定でございまして、その開催経費等を8節から12節で計上してございます。

29ページをごらんください。

被災者住宅再建支援事業費として、19節の負担金補助及び交付金1億1,000万今回減額補正でございます。年度内の執行見込み額にあわせて減額させていただきました。

次に、12款の3項復興農林水産業費で水産業行動利用施設復興整備事業費13節委託料を計上してございますが、上段のシロサケふ化場の設計事業委託料。これは水尻川のふ化場の移転実施設計分でございます。小森ではなくて水尻川の部分でございます。各委託料の主な事業費でございます。まずシロサケのふ化部分につきましては2,100万、市場の建設設計監理委託料が約900万、塩水取配水施設設計監理委託料が約400万見越してございます。それと15節の工事請負費で1億5,750万今回追加してございます。卸売市場の建設工事と塩水取配水施設延長整備工事でございますが、卸売市場につきましては実施設計を行った後、建設工事には増額してございまして追加するものでございますが、全体の事業費は22億5,400万を見越してございます。22億5,400万です。今回、卸売市場につきましては5,900万ほど内訳で計上させていただきました。残りの9,800万総額は塩水取水管でございます。

3目の漁業集落防災機能強化事業費13節委託料3,760万でございます。これは漁業集落防災機能強化事業の調査の委託でございますけれども、全部で7地区の委託料でございます。申し上げます。泊浜、稲渚、館浜、伊里前、在郷、波伝谷、長清水、以上7地区でございます。全体事業費の4割相当、前払相当を計上させていただいてございます。

次に、5目の被災地域農業復興総合支援事業費15節の工事請負費で1億3,650万、被災地域農業復興総合支援事業生産施設設置工事でございます。穀類乾燥調整施設とネギの集荷調整施設を予定してございます。穀類は4地区、板橋、泊浜、西戸川、在郷、以上4地区の設置工事

でございます。ネギの集荷施設につきましては、在郷1地区でございます。それと、18節の備品購入費、今回も1億400万、農業用の工作機械購入費として計上させていただいてございます。主にコンバイン、ネギの収穫機等を予定してございます。

次に、30ページ。

4項の復興土木費。道路事業費15節工事請負費で2億円減額でございます。説明欄高台接続道路の事業築造工事で減額という形になりますけれども、防集団地の接続道路、出来高の見込みに対する減額という形でございます。次に、崖地近接等危険住宅移転事業費。これも19節で4億8,433万減額でございます。26年度の支払見込み額を残しまして先ほど債務負担行為を設定させていただきましたので、そのために今回減額してございます。6目の防災集団移転促進事業費でございます。13節委託料で5,000万円減額でございます。これはPMCのほうに委託してございますけれども、その出来高見込みに対する減額です。それと15節工事請負費2億円の減額、造成工事で減額してございますが、造成工事の出来高に見込む減額を行ってございます。19節の負担金補助及び交付金、これも6億9,300万ほど減額でございます。防災集団促進移転事業費につきましては、これも債務負担行為を設定してございますので26年度の支払見込みを残しまして、今回減額させていただきました。情報通信技術利活用事業費の補助金につきましては、歳入でもご説明申し上げましたが馬場・中山団地に係る共同受信施設9世帯分を見越してございます。事業費の3分の1を補助するものでございます。

一番下段の都市公園事業費13節委託料2,900万円、都市公園設計委託料でございます。八幡川の西側に係る都市公園の設計業務でございます。

31ページをごらんください。

6項の復興効果促進費で市街地整備コーディネート事業費13節委託料2,500万減額でございます。これもまちづくりの総合コーディネート事業委託ということで、PMCに委託してございますけれども、その受け差に伴う減額でございます。3目の被災地復興のための土地利用計画策定促進事業費、13節委託料で1,758万4,000円。中身で減額してございます。中央地区の測量調査設計委託で540万ほど減額でございます。これはJRの城場山トンネルに係る測量調査設計の事業完了に伴う減でございます。その下の景観形成検討業務委託料2,300万でございますが、これは志津川市街地全体のガイドライン案等の作成を計画してございます。

最後、被災地域農業復興総合支援事業費で18節備品購入費540万、農業用工作機械購入費ということで計上させていただきました。先ほど同様の事業もございましたけれども、これは効果促進の部分で計上ということで、予算的には2つに分かれてございます。自走の草刈り機、

それと管理機等を5つの地区、板橋、泊浜、田表、西戸川、在郷、これは5地区に係る備品購入を計上していただきました。

予備費につきましては、財源調整のために減額してございます。

以上、細部説明でございます。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩を行います。再開は11時30分といたします。

午前11時16分 休憩

午前11時30分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 総額が非常に大きい補正予算なので、1点だけちょっと総論じゃないですけども、ページ数で言うと30ページの12款復興費の復興土木費なんですけれども、補正額のその一番下の欄の総額で16億ぐらい減額ということなんですけれども、確かにその割合でいうと218億ぐらい計上している中での15億なので、割合でいったら1割以下なんですけれども、当初町のその財政の総額70億、80億でやっている中での15億というところはとんでもない割合になるんですが、その減額が今お話、細部説明の中ではその出来高見込み分を債務負担行為に回すということとかが主なその減額の理由なんですけれども、そんなことはないと思うんですけどもあんまり大きい金額を動かしているうちに、ちゃんとその細部を精査して予算計上できているのかどうか。これはやっぱり単純に町民としてはちょっと気になるかなと思います。そこをちょっとお伺いしたいなと思います。その当初予算、この議論になると思うんですけど、当初予算でその減額が後で補正しなくても済むようにできなかったのかというお話になると思うんです。そこを担当としてどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 冒頭で今回第10次の復興交付金の決定に伴うという形で80億、もうそれだけでも当初予算に、通常の予算に匹敵する規模の補正になるんですけども、この交付金の事業がそれぞれ逐次ヒアリングを受けて確定して入ってくる。それで1つの事業費に

対する財源も1つの決まった交付金でなくて、前回とか今回、また次回、3回ぐらい分かれて入ってきたりするというのもあって、非常に事業調整課の企画でも難儀はしているんですけども、個々の事業の全てのやっぱりそのマネージメントをしっかりとやれということは、財政当局からもしっかりと申し伝えてございます。どうしても当初予算の編成時点では、その細部までどうしても詰め切れないところもありますが、当初予算で一定の予算規模を確保して事業費も計上しなければいけないということもありまして、26年の当初予算にはそんな形で計上させていただきましたけれども、どうしても概数で計上しなければいけない、漁港等大きかったんですけども、その部分が今回かなり大きく影響はしてございますが。この傾向は来年度以降も、あと1、2年は恐らく続くんだろうなというふうには考えてございますが、特に特定財源を受けて事業を執行しているわけでございますので、その辺のしっかりしたマネージメントは、しっかりとやっていかなければいけないのだろうというふうには考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） まさにその、今後ですね、どのようにしていくのかということだと思います。総額でその復興交付金とか減っていくということは、これはしょうがない部分、しょうがないといえますか、事業がそれだけ進んでいったと、復興が進んでいったということのあらわれでもあるんだろうと思いますので一概には言えませんけれども。例えば、その役場の職員の皆さん、今応援で3分の1ぐらいの方が応援に来ていただいていると、それもだんだん減っていくんでしょうし、要は震災前の体制に戻りつつ、戻っていかねばいけないという状況だと思います。その上で、そのマネージメントをしっかりとやっていくということは、それも国から言われるまでもなく町の中でも当然念頭に置いて業務に当たっておられるんだろうと思います。今の規模の、逆にこれ大きい規模で財政に当たるその業務をしっかりと執行しているということが、その後の町の財政であるとか、町の業務の執行に関してプラスになることもあるんだろうと思いますので、その今大変な業務に追われているとは思いますが、このノウハウであるとか、この難局を乗り切ったんだと、乗り切ったということを経験していただきたいということは思います。それが窓口業務と関係するのかわかりませんが、その行政に携わる方々のその資質の向上であるとか、その能力の向上であるとかいうことにプラスになっていかなければ意味がないと思いますので、その辺も含めて今後もそのマネージメントというのをしっかりとやっていただきたいなというふうに思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） 4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

32ページになります。人事院勧告に基づいて給与改定と、主にそのいわゆるボーナスの部分で、全体の率にして0.3%というお話でしたけれども、この人事院勧告というのは国の国家公務員に対するもので、それに準じて行われたんでしょけれども、町民感情としましてやはりこの今の時期に公務員、町職員あるいは議員の給料を上げるというのは、やっぱりいろいろ言われるわけですよ。それで、私はこの上げることには反対はしません。むしろもっと上げてはいいんじゃないかと思えますけれども、この人事院勧告というやり方が、民間の給料が下がったら公務員も下げる、上がったら上げるというやり方が果たしてその今この大きな問題になっています景気対策に対して有効なのかどうかというような疑問があると思うんです。それで、結論から私言いますが、給与改定も必要でしょうけれども、今選挙で争点にもなっておりますけれども、消費税、これの廃止なり値下げなりというのが一番効果があるのではないかと思いますけれど、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 論点が、まず景気対策の部分と職員の給与改正の部分と、ちょっとこれは分離して考えなければいけないんだろうなとまずもって思います。まず給与改定につきましては人事院勧告、条例の改正の際にも三浦清人議員にもいろいろご説明申し上げましたけれども、国家公務員においては労働基本権の制約の代償措置として人事院勧告が設けられてございます。当然、当町では第三者機関としての人事院がございませんで、地方公務員にとっても地方公務員法で争議行為等の禁止ということで、労働基本権の制約がございますので、そういった面で国家公務員との公務の近似性、類似性、それをあわせ持った地方公務員でございますので、人事院勧告に準拠して地方公務員もこれまでも給与改定を実施してまいりました。その根拠につきましても地方公務員法で定められていることについては、先日ご説明申し上げたとおりでございますので、当然今後とも人事院勧告という形が出される以上は、それに沿った形で当町の職員の給与も改定していかざるを得ないし、していくべきだろうというふうには考えてございます。

それと消費税の関係を含めた景気対策でございますけれども、これは国政レベルで基本的には考える内容でございますので、新しい政権が発足した後で消費税の問題改めて検討する形になろうかと思いますけれども。今のところ8%で推移してございますので、町の関係といたしましては、前の議会で関係する条例を改正いたしまして、とりあえず今の条例の形では

来年の10月に当町の関係条例を1000%に引き上げる予定にしておりますので、新政権が発足後、税改正も含めて恐らくその期間を延ばすわけですから、それに合わせて当町の条例も改正していくことになろうかなというふうには考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 消費税の問題少しそれてしまうかもしれませんが、これまで消費税を上げて景気がよくなったということはなかったと。それと、私去年の一般質問で言いましたけれども、いわゆるアベノミクスが今破綻状態にあるというのが私たちの意見ですけど、ここで今それは問題が外れてしまいますので、その消費税についての町長の考えだけを伺って終わりにします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 消費税にはいろいろ議論あるのは承知をいたしてございます。しかしながら、今日本の国債1,000兆円を超えるという状況になりまして、大変国としての財政も大変厳しい状況でございます。そういった中におきまして、社会保障費が年々ふえていくということがございます。そういった財源手当てをどうするのかという大きな課題を抱えてございます。したがって、ある意味消費税という分野にそういった社会保障費を充てていくということも、これは国の政策の中の1つとして理解できる部分は私はございます。

○議長（星 喜美男君） 3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。

3点ほどお伺いします。30ページ、19負担金補助及び交付金の中で情報通信技術利活用事業費補助金、馬場・中山の防集の9世帯分の補助ということなんですけれども、これは電波が悪いのか、それともその補助をしなきゃならないその要因は何なのか。そしてまた、ここの地区だけなのか、ほかの防集にもかわりが出てくるのか来ないのか。それが1点です。

それから、その下の13の委託料2,900万、都市公園設計委託料。これ私の認識が、確認なんですけれども、八幡川の公園の設計委託料となりますけれども、これ隈 研吾さんの設計の部分とかぶってくるのか、また別なのか。ちょっと私が認識不足で申しわけないんですけれども、その辺が1点。

それからもう1点。31ページの13委託料、景観形成検討業務委託料とありますけれども、説明聞き逃したかなと思うんですけれども、この委託料についてご説明お願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 1点目の30ページの情報通信補助金360万。これは、馬場・中山団

地の防集の団地造成に伴いまして、地デジの難視区域になったと。テレビの受信ができないというところで、電波が改善するようにするというのでそのアンテナを立てる部分に対する補助ということになります。それから、今後この中山以外にも団地造成によってテレビが見れないという事案に対しては、同様の対応をしていくということになります。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 2点目の都市公園設計委託料につきましては、隈先生にお願いしていたグラウンドデザインの部分とは重複しておりません。隈先生にお願いしていた部分は、八幡川の左岸側、要は東側的一部分ということになりますので、改めた公園の設計の委託料となります。

景観形成につきましては、志津川市街地、あとは志津川の高台の箇所におきまして、景観をどのようにしていったらいいか。強制的に誘導していったほうがいいのか、住民の意見を聞きながらやっていったほうがいいのかというようなそのガイドラインというか、方針を検討していくという内容になっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいまの地デジの難視聴地域のことがわかりましたけれども、各それぞれの防集であれば、そういうここだけでなくそういうことが可能性としていろいろ出てくるわけですが、その辺漏れなく、あそこがよくてここがならなかったって後でならないようにきちんと住民のコンセンサスを得てやっていただきたいと思います。

それから、八幡川の2,900万の委託料ですけれども、これもまた将来に向けた公園となるわけですので、その辺住民との希望、住民のどんなものをつくりたいのか、住民の声を聞いた公園づくり、委託料に反映していただきたいと思います。

同じく、景観形成検討業務委託料。これも同じことですね、町民の声、そこに住む人、その人たちの声を十分吸い上げて、吸い上げた上での委託料。それをつくっていただきたいと思います。以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） 7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 7番です。

22ページの2目道路維持費。町道修繕工事というようなことで、従来その町道の管理修繕等は、合併前はその専属の部署があったように思われますが合併後それがなくなって、それで現在はその業者に委託されているんですね。この災害によりまして、町道等この町の財産というものが大分ふえてくるのかなと。そういう中で、道路はもちろんですけれども、財産、

町の山あるいは道路等々たくさん出てくるのですが、中にはその寄附をいただいた山もあります。それで、その業者に委託するよりは、その専属の部署があったほうが、迅速に動けるんじゃないのかなと。最近つくづくそう感じているわけです。それで中には、1つの例として、その業者に委託はしたものの、業者が手が回らないのか忘れたのかわからないけれども、町民の方に迷惑をかけてずっときているという、そういう例もあります。恐らく担当課のほうでは確認しているんだらうと思いますかね。ですから、やはりその専属の管理する部門があったほうが今後はより利便性が上がるのかなと、そう考えているわけですが、その辺あたり町長はどう考えておりますかね。お聞かせ願いたいと思います。

それから、26ページの3目、ここに13節の委託料で漁港施設の災害復旧調査設計業務とあるんですが、最近になってこの漁港、いわゆるその施設と言われる物揚場あるいは防波堤、これが自然のその動きといいますか、隆起してきていると、これが確認されておるんです。隆起、盛り上がってきている。それで、これを当町の担当課では確認しているのかどうかですね。この隆起によって、この設計がどう変わっていくのかですね。その辺あたりをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、いろいろご指摘をいただきました。ただ、新しく組織論になると、今こういった状況でございますので、またそこに新しい人を張りつけるということにもなってまいりますので、現体制の中で今高橋兼次議員からいろいろご指摘いただいた分、何とかそういうご迷惑のかからないそういう形の中で、ちょっと検討させていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今回計上させていただきましたのは、細浦漁港の部分で、物揚場これから復旧するわけですけれども、その間施設がないということで仮設の物揚場をつくろうという部分の調査委託料でございます。

それから、隆起に関しましては、たしか震災の年の3月12日に沈下をしたというような発表があったと思います。それでその後、当時最大で1メートル、牡鹿半島のほうで1メートル、この辺ですと大体アベレージ的には80センチ前後ということの発表があったかと思っています。それで地理院のほうでは、毎月地殻変動量というのをホームページを通じて公表しております。ここだと志津川のところに観測点がございまして、ことしの4月1日現在で2011年の3月12日と比較をして、約24センチ隆起をしたという結果になっております。ただ、漁

港工事の設計につきましては、3月12日の水準点データをもって設計をしているわけではなくて、ちょうど半年後から作業開始をしておりますので、24センチ違っているということではございません。大きく隆起したのが、ちょうど1カ月後に余震があったと思うのですが、その時点で約7センチ一気に隆起をしております。それから毎月ミリ単位ですけれども隆起と沈下を繰り返しているという状況でございます、その地理院が半年後あたりに各水準点の再測を行って、それで公表してそれを使っていますので、24センチの半分程度かなと、現在ですね、違いがあるんだろうと思っています。ちなみに、先月は逆に6ミリ沈下をしているという状況でございますので、この1、2年の結果を見て今後隆起の傾向にあるか、沈下に傾向があるかは一概には言えないのですが、ことしの春の段階ではそろそろ収束に向かっているという見通しが立たされております。ちなみに、今から50年ほど前のチリ地震、マグニチュード9.2だと思いましたがけれども、2004年にその日本で調査団が行きましてその後の地殻変動を調査したレポートがあるのですが、それを見ますと44年たって80センチから1メートル50変化をしたという地区もあるという結果が出ているようでございます。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） その1つ目の専属の組織といいますか、大した組織っていったって大きいわけではないと思います。今までの例を見ますとね。やっぱり町民に対してのサービスですので、そういう部署はやはり現実ですね、必要不可欠のかなとそう思います。それで、町民が町に迷惑かけたのならまだしも、町が個人に迷惑かけるというのはやはりこれはあつてはならないことかなと、そう思いますのでできれば組織を立てるような、そのような方向で検討していただきたいなとそう思います。

次の2つ目なんですけど、その隆起が収束傾向にあるというようなことでありますが、収束傾向にあつて落ち着けばそれに越したことはないんですが、どうも流動的な部分もあるようがあります。聞くところによりますとね。県のその担当のほうから聞きますと、何ていうかかなりまだ収束には向かっていない。やはりその隆起のほうが何かこう割合が多いような、そうふうなことで県のほうでも懸念しているようなところもあるようです。それで、高くなつていくと、現在その完成したところは使用する方々の話を聞きますと、高くて大変だと。それで海におつた場合に上がれないと、そのような地域の声が多いんですよ。それで、これからその設計していく段階で、やはりその利便性といいますか、高くてその不便なところをできるだけ緩和できるような、そのような設計に持っていくべきだなと。再三言いますけれど

も、隆起がその収束に向かっていけば問題はないんですけれども、まだ動いていますから。地球は生きていますから。どのようになるかわかりませんので、相当考慮した中で進めていただきたいと思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） いいですね。ほかに。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。

まず、12ページの収入なんですけれど、立木売り払い収入。それはスギなのか雑木なのか1点伺いたいと思います。

あと21ページ、神割崎キャンプ場。いつ行ってもきれいに整備されて感心しているんですけど、先ほどの説明によるとなんか集客が思わしくないということで補正というので、どれくらい減っているのか。そして、もし減っているあれでしたら、今回こういった補正じゃなくて何らかの魅力が増す方策を町としても検討すべきではないかと思うんですが、そういったことに関して伺いたいと思います。

あと3つ目は、27ページ。魚竜化石等の災害復旧なんですけれど、これ減った項目なんか、印刷費とか減ってあれしているんですけど、それが組みかわったのかどうかそのところを詳しく伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（阿部明広君） まずもって1点目の12ページの立木の売り払いなんですけれど、これは分収林組合の主にスギでございます。予想より高く売れたということで追加して計上させていただきました。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 神割崎の利用状況というようなことでございます。この150万の補正をさせていただくわけなんですけれども、人数はともかく使用料の収入で確実にこれだけ落ちているというような状況であります。これ平年ベースで予算を見てきたわけなんですけれども、震災の影響がストレートにそこに出ているというようなことであります。とりわけ、ご存じのとおり仮設住宅が設置されておりまして今後新たな展開のその戦略も考えなくてはいけないと町のほうでも考えてはいるんですけれども、今仮設住宅との兼ね合いで、今すぐ手を打ってふやすという選択が望ましいのかどうかということもありまして、非常に指定管理者の努力と町側の努力で今話し合いをしているところでございます。今後一層努力してまいります。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 魚竜館の整備なんですけど、管の浜の魚竜化石を現地保存している建物の整備については、6月の補正で2,800万ほど取りまして整備しているのですが、今回はそのとき取ったのが印刷製本、これはその施設の案内用のパンフレットとか、あと電気料とかあるいは修繕ということで取っていたんですけども、そういう形でなくて造作工事ですね。工事請負として今回115万ほど一体的に整備したほうがいいということで、組みかえでございます。

○議長（星 喜美男君） ここで、昼食のための休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午前 1 1 時 5 9 分 休憩

午後 1 時 1 0 分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

今野雄紀君の質疑を続行いたします。今野雄紀君

○6番（今野雄紀君） 今野です。

午前中に引き続き、立木に関してなんですけれども、答弁ではスギということだったんですが。あそこで余り離れないような形で関連ということで伺いたいと思います。当町では再生可能エネルギー及びバイオマス構想に取り組んでいるわけなんですけれども、きのう現地調査に行く際に道路沿い、復興のあれでスギの木とか雑木というんですか、そういったやつが整然と重なっていたんですけど、その件に関して雑木のほうをどのような形で処理というか、なっていくのか。実は、以前の議会でもちょっとお聞きしたんですけど、それを何らかの形で商売目的ではなく自家用に使うまきにならないかということで、質問した経緯があるんですけど。その雑木の流れとかどういう形で処分されていくのか伺いたいと思います。

あと2点目の神割崎キャンプ場についてなんですけれども、仮設住宅等も敷地内にあってなかなか集客が思わしくないということでしたが、私思うには同じお金をかけるのでも投資的にお金を使ってほしいという思いから、例えばなんですけれども簡易的なペットなり何なりの運動場みたいなやつを柵かなんか買ってできないものかという形でお聞きしたいんですが。

あと3点目の魚竜化石については、パンフ代等を造作に回したということなんですけれども、大体展示が開始になるのが今年度中なのか、もしくは近い時期になるのか、そののところと。あとパンフレットに魚竜だけじゃなくて、今回出た最古の化石等も載るのかどうか。以上、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 集団移転等で伐採したケースですが、補償のあり方としまして所有者が自分で切る、切るといいますか自分で頼むという伐採方法。あとは一定の価値部分を保障して工事等の中で伐採するという方法が二通りございますが、大体はどうしても自分で切るとなかなか足が出てしまう状況の樹種が多いようでして、工事の中で処分をして工事費の中に相殺すると、いわゆる相殺といっても処分する伐採費がかさみますので、実際的には伐採費として工事費で見てあげるといったような状況になっております。

1つ漏れておりました。処分の方法ということですが、使えるのであれば市場に売却するとか、その辺は時期も含めて処分先、売渡先、森林組合であればいろんな県森連の部分とかそういったものに持ち込んで売った部分を相殺するというような形になります。一般的に、町内という形じゃなくて圏域の中で使えるものはそれなりに流通木材として流通されるという形になっているかと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 神割崎のペット、ドッグランとかそういったことでの予算と施設の有効な活用方法についてというご提案でございましたが。議員おっしゃるとおり、現在仮設住宅としての利用の必要や、それからキャンプ人口の動向などさまざまな要因がございまして、神割崎のキャンプ場の今後の利活用については課題があるなというふうに考えておりまして、おっしゃる部分も含めて将来的な施設の利活用と照らしながら、さまざま検討をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 魚竜館、管の浜魚竜の現地保存の箇所は3カ年、25、26、27年度、3カ年の補助事業を災害復旧事業でやっています、完全にできるのは連休以降に、5月の連休に間に合うように、それを目標にしたいとは思っているのですが。あとそのほかに、魚竜の産出地のほうも3カ年の補助事業でやっているので、ことし設計で5,000万ほどかけて設計しているんですけど、そっちとかなんかがもう27年度で完全にある程度できる、両方そうすると歌津魚竜、管の浜魚竜の露頭が完全に見えるような格好になりますし、管の浜魚竜についても今までは底のほうにライトで照らして見ていたのが強化ガラスで上から見られるような、そういう計画で今進めていますので、それらできたらふん化石あわせてベレムナイトも、日本最古のベレムナイトが発見されたので、それらもあわせてパンフレットとか何かつくりたいなと思っています。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 雑木に関しては、相殺及び工事費の中で見るということなんですけれど、私思ったのはせっかくの町内から出たやつをより有効に活用するために、まきとしての利用ができないかということで、再三私自身も使っているもので、現場等に行って責任者等にも問い合わせたんですけれども、なかなか思うように譲ってもらえなかったというのも変な言い方なんですけれども、それは当然なんですけれど、町としてもそれなりの何らかの方法でこれからペレットストーブ及びまきストーブ、その他バイオ関連の構想に向かっていく上で、実はこのまきがどうして大切かと私思うには、最初からペレットストーブというのも確かに大切なんだろうけれど、まきストーブの場合はまきを用意することが、答弁では皆さん大変だということなんですけれど、ある種高齢者というか元気のいい年配の方ですと、健康のための作業にもなると思うんですが、その関連からして私自身も今のうちはまきですけど、どうなるか年をとってからペレットというか、そういう流れもあると思うんで、その関連でどうしても有効活用というか利用ができないものかなと思案していたのですが、復興事業でやる限りはどうしても無理なのかどうか。もう一度だけ伺いたいと思います。

あと神割崎のキャンプ場については、私もたまに行って見ているんですけれど、たまたま夏場でしたか利用客の方が何組かいて、その方両方とも偶然かどうかわからないんですけれど、どちらもペットを連れていましてそういった関連からキャンプ場内も立て看板が出ているんですが、あれはたしかペット入れないでというやつか、もしくはふんの処理を完全にしてほしいという立て看板だったのかちょっと記憶があれなんですけれど、現在キャンプ場にはペットを連れ込んでいいのかどうか確認させていただきたいと思います。

あと魚竜化石については、わかりました。なるべく管の浜のほうだけでも連休に間に合わせて開館ということをお願いを兼ねてしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 議員ご質問の部分は、復興事業というものとはちょっと切り離して考えたほうがいいのかというふうな感じはいたします。ただ、当課で集団移転事業に着手する際、多量の抜根材をバイオマスエネルギーとして活用できないか、あるいはのり面の吹きつけ材の材料に使用できないかといった計算を若干した経緯がございます。ただ、それが復興事業で取り組んだ場合、なかなかその復興事業が終わった後のいわゆる全体のそういった仕組み、町内で循環する仕組みが成り立っていませんと、そのとき限りという形にもなりかねるということで断念をした経緯はございますが、そういった町の中で出たものを

町の中で再利用するという仕組みは今後いろんな形で検討していくべき行政課題であろうということは認識はいたしております。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） ペットにかかわる看板、何度も訪れていながらちょっと見つけていないんですけれども、町的には特段どうしてくれという規制はしてございません。ペットは飼い主にとってかわいいものなんですけれども、ほかのお客さんへの影響などを指定管理者が考えて判断している状況ということでございます。

○議長（星 喜美男君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 初めに、徴税費に関連するんですけれども、これは震災復興の事業、事業というよりは住民の方々を、よそに行った住民の方々を我が町にまた寄り戻すといいますか、呼び戻すといいますか、そういった施策の一環としてのお話なんです。前にも何度かその震災後の固定資産、これは土地建物も両方ですけれども、新しく土地を購入して家を建てたと、そのときの固定資産税については3年、5年というか何年かにわたって減税措置もとられているようではありますが。震災を受けて土地を購入した方々についてはそういうこともあり得るといいますか、そういった条例になりますけれども、それ以外にも地震によって損傷したという家もあるわけです。でも大規模半壊にならない亀裂とかいろんな面で、でも修復した方もありますし、またそのままの状況の人もいます。そういった方々についての、この固定資産の評価、3年に一遍あるわけですが、特例という形でその固定資産を安くならないのかなというような住民の方が結構いるわけなんで、そういった件についての町としての考え方はどういうふうになるのか。

それから、土地を購入しても家を建ててもとにかく固定資産が何年か後には当たり前の額になって大変になると。私もよくそのお隣の登米市との我が町との評価の差というのはよくわかりませんが、南方、登米市に今いる方々のお話を聞きますと、やはり向こうの試算といいますか算定といいますか、そういったものは南三陸町よりも低いと、南三陸よりは土地を買って家を建てたほうが住みやすいんだというような解釈をしている方々も結構いるわけです。でありますから。できれば登米市と同じようなぐらいの評価にすべきではないかなという感じをいたしました。そういったことについての町としての考え方をお聞かせいただきたいというふうに思います。

次に、今前者神割崎の指定管理の追加指定料というんですか委託料というんですか、震災後一生懸命こうやって地域のために頑張っている委託業者といいますかの方々については非常

にありがたく感謝をするところでもありますし、また震災前まで改革できるように頑張っていたきたいと、これは私前にもお話ししたように大事なことであるということでもあります。ただその反面、事情が事情だけにその収益が不足をすると、収入がなかなか見込んでいたぐらいにならない、その分何とか面倒見てくれということでのお話かと思うんですが。ただその中での、何ていいますか限度といえますか、何ぼでもいいというわけにもなかなかいかないだろうと、1つのこれを例をつくってしまうと今後収入がなかなか得られない、不足する、赤字だ、町で面倒見てくれということになってしまうと大変なことになるし、その営業努力にも力が入らない。どうせ足りなければ町で面倒見てくれるだろうと、親方日の丸じゃないけれどもそういった感覚になってしまうとまずいのかなと。じゃあどの辺で線を引こうかということもなかなか難しい件もあるんでないかなと、ですから地域住民の方々、町民の方々が納得できる中での額といえますか線引き、これが必要ではないかなというふうに思って聞いておりました。町としてもその指導努力というのも大事だろうし、また委託を受けた業者の方々も努力も必要であると、なかなか難しいですけれどもその辺がね。要するに町民の方々が、ほかの町民の方々納得できる範囲であれば私はいいいのかなと思うんですが、その辺のところの町としての考え方ですね。それをお聞かせいただきたい。

それから、市場建設設計監理委託料ということで、これからなんですね。これ建設課なのかな。これからこの設計監理から建設から始まるということなんですね。私はもう既に終わったのかなと思っていました。なんかあの業者が取ったとか、あの業者に決まったとかという話が聞こえてきましたので、既に入札終わったのかなと思ったらまだ終わっていないというようなお話で。さてさて、あの業者だって名前が出ているんですけども、これがこれからやって、その名前が出ている業者が落札したとなると、やっぱりなとか、ほれみろとか、そのとおりだったなというようなことにならないようにしていかないと、町がおかしく思われますよ。今後その言ったことに対してどのように対応していくのか、十分に気をつけて、皆さん見えていますので世の中、これは変な方向づけになって問題が起きると皆さん大変なことになりますので、その辺の考え方をお聞かせいただきたいと。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 私のほうからは、固定資産税に関するご質問ということでお答えをいたします。

ご指摘のとおり津波被害、地震被害等で被害調査をうちのほうで実施しておりまして、それに基づく評価によって建物等は課税されているわけございまして、地震被害も大規模半壊

に限らず半壊等の認定を受けたものについては、損害率等を計算してこの評価がえ等のタイミング、もちろんその年のタイミングでですが適正に評価し課税するというふうな方針でございます。

それから、登米地域との格差という部分でのご指摘がございましたが、土地の取引価格等から、そういった価格から鑑定評価がありまして、それから適正な時価等を割り出して土地については固定資産の価格を決定するというような流れがございまして、その取引価格等の差でそのような感覚的なものを持つ方もいらっしゃるかもしれませんが、現状としては評価の方法としては登米市と何ら変わるものではないと考えております。

それから、建物についても同様でございまして、国が示す評価事務の基準に基づいて適正に評価させていただいているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 指定管理費用の追加の考え方、町民の方々に納得のできるその金額の設定をすべきではないかというようなご指摘を頂戴しました。全くそういった部分では、本来であれば黒字といいますか適正に運営がされるべき施設ということが前提でありますので、ご指摘の部分そのとおりだとは思いますが。震災後、担当課といたしましてもやはりその残された少ない観光施設としての利活用の部分で、より有効な運営をしてもらわなくちゃいけないということで、とりわけ昨年、それからことしあたりは頻繁に町担当部局も足を運びながら指定管理者の努力、それから改善なんかへの相談業務をやっております。指定管理者としてできる努力として、施設をとにかくきれいに来た方々に快適に過ごしてもらうための努力というのは非常に一生懸命やっただけでいる状況、それからおいでになったお客様への接客なんかの努力ということは、我々も行って確認をしているところでございます。ただ、残念ながら例えばオートキャンプ場に泊まったお客さんたちが、子供たちが楽しく笑い声なんかを上げると、すぐ目の前の仮設の方々に非常に遠慮が出て、しばらくこの施設には次回以降、ちょっとご迷惑かけますねとか言い残して帰って行ったりされるんだそうです。そういったことから、一つ一つ指定管理者がすべき努力と、それから町側の指導ということで努力をした上で、最終的に不足が生じてきていると。契約上、災害とかやむを得ない事情の場合は両社での協議によってその金額を協議で話し合っただけで決めるというようなことになっておまして、これにつきましても鋭意努力してというようなことでございますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 遠藤副町長。

○遠藤副町長（遠藤健治君） 最後のその市場建設に関するお話でございますけれども、町で公共事業発注する場合の契約業者審査委員会を主催している立場でございますし、軽視できないお話でございますので私のほうからお話をさせていただきます。今回の予算の追加については細部説明の中で財政担当課長ご説明申し上げましたとおり、当初実施設計を進めてまいりまして、その後時間の経過の中でいろんな資材、そういったものの高騰があって再計算をしましたところ、規定予算の中ではなかなかテーブルに乗せることが大変難しいということで再計算をして不足が見込まれる部分についてあらかじめ今回追加をお願いをしているところでございます。その上で、市場建設にかかわるその話が業界あるいは巷でどういうお話が出ているのか、あの業者、どの業者という話が出ているようなお話でございますけれども、この件に関しましては今回補正をご決定いただいた後に、改めてその入札執行のあり方等については審議をする運びになる予定になっておりまして、まだ当委員会のほうには議題としてございませんので、当然規模的にも考えましても一般競争入札が全くベースでございますので、その中でどういった業者さんがどれくらい応募してくるのかわかりませんが、それからどういう制限なり基準をつけるのか全くこれからでございますし、どの工事もそうございましょうけれども、それぞれ業界の中でいろいろ関心を持ったり、それに関連していろいろお話があるいは巷で出ているのかなということについては、私どもいちいちその分について関せず、公正公平にそれぞれの事案について発注業務を適切に進めてきておりますし、この分についても当然同様な形で手続きを進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 登米市とのその評価、まあまあ同じぐらいだというお話で、その小規模損害といいますか被災、認定ということなんですが、その認定もいろいろな認定の仕方があって、大したことでなければなかなか認定というのは出ないのかなと思うんで、先ほど言ったようにちょっとした亀裂とかひび割れ、あるいは土台がちょっとずれるとか、いろんな話が聞こえてきます。そういった中で修理する方できない方、さまざまいると、だからそういったものも震災前の評価と同じでは困るよというようなお話がありましたので、できるだけそういったものは評価を下げて見ていただきたいというふうに思いますし、土地のほうもできるだけ安い評価をしていただいて、それはずっとということではなく町としては、前にも出てきましたが3年、5年、7年と安いよというようなお話がありましたけれども、やはりそれでもその後当たり前、正規の価格になるとなかなか戻って建てることは難しいなというよう

な方々もおりますので、その辺のところも考慮しながら今後検討していただきたいというふうに思います。

それから神割崎キャンプ場、今課長答弁したように全く私もそう思います。なかなか難しい状況下に置かれておりますので、実情を聞けばなかなか来て楽しむこともできないと、騒げないといったことで今後どうしようかということで帰っていった方もいるというようなお話でした。確かにそのとおりだと思います。やはりこういった施設というのは、これは大事な施設です。なくしてはならないものだというふうに思っています。その辺での町とのかかわりといいますか、支援というのはなかなか難しいところも先ほど言ったように、どこの線引きでやるかというのは難しいかと思うんですけれども、極力皆さんが納得できるような支援といいますか、それから努力もしていただかなければならないし、やはり町としてもその指定管理をお願いしているわけですから、ぜひその辺のところも十分な協議をしながらやっていただきたいというふうに思います。

それから、建設課長さ質問したつもりが大物がやってきて、いやいやなんかそんなに大きな問題なのかなって今逆にびっくりしています、私。最後に出てくるならわかるけれど最初に出てきたから、これは大変な問題だなと思って今受けとめていますけれどもね。そうですかね、大きいんですかね。今、副町長答弁、粛々とそのとおり。副町長としての立場の答弁は立派なものですよ。よく以前ね、談合情報とかさまざま情報がマスコミあるいは公正委員会等に入って、そういったことが出たものについては、最初はこういうふうな形でやると、入札方法も含めながら、当時はほら指名競争が多かったんでね、そういった名前の挙がった業者については指名から外すというようなやり方が一番の最善策としてやられてきたわけです。まだマスコミ等も、あるいは公正委員会のほうも今出ていませんからいいんですが、そういったことにならないように、ならないように私は今発言しているつもりなんです。皆さんにとっては公正公平でやられても、何度も言うようですが痛くもない腹を探られるようなことを思われては大変なのかなという思いから今発言させていただいているわけですからね。十分に気をつけて、私どもの議員としては巷間、要するに巷の話を真に受けてここで発言することはこれはできないことになっているんです。できないことになっているんです。ですから、あえて言うということは、その辺のところご理解もしていただかなければならないんでないかなというふうに思います。そういったことで、十分に気をつけて今後の執行に当たっていただきたいと。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。10番山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 22ページの土木費の中で、先ほど課長説明ありましたが、いろいろ場所あったんですが山谷線等の話もあったんで、そういったことでこの辺の状況、工事日程とかあるいはそのほかお話ができる点があればお願いしたいなと思います。

それと、19ページちょっと戻りますけれど、林道費の中で梨の木線というお話がありました。この辺も一緒に関連でお願いしたいと思います。

それからあと、27ページ。災害復旧費から先ほど同僚議員もお話しましたが、魚竜館等の話について、今回整備するという中では、前から工事を進めているということで、27年度完成するようなお話もいただきました。それとあわせて、そのほかのいろんな文化施設あるいは遺跡等の展示、あるいはそういったものを順次やっていただかなければならないのですが、それとあわせて新井田の山城遺跡等の発掘のその後のことがちょっとわからないので、その辺もしお分かりになりましたらお願いしたいと思います。

それから、29ページの中できのうもお話ありましたが、被災地の農業復旧支援といえますか、被災地の方々の農業関係の整備といった中で、これは本当に大変ありがたい話で国、県等における制度でしょうけれども、被災地の方々の農林水産業の再開については本当に励みになることだと思います。ただ、これで十分ではないと思いますので、さらに引き続いた町としての考え、あるいはそういったことがありましたらまたお話いただきたいなと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 土木費のまずもって22ページの維持工事でございますけれども、台風とこれまで災害復旧には至らないのですが、それぞれ修理が必要な部分が出ておりますので、それを今回施工するものでございます。今回、詳細まで現地を調査をして予算をとっておりませんので、今後予算をご決定いただければ再度現地のほうで詳細な調査をして工事の規模、それから発注時期を確定していきたいというふうに考えております。

それから19ページですけれども、梨の木線ではなくて並石線でございます。これも台風等でかなり路面等がかなり荒れております。ただ、災害復旧にはまだ至っていないという状況でございますので、路面を中心に維持管理工事を実施するという状況でございます。

それから、災害復旧の林道でございます。今回3路線、こちらで梨の木線の復旧をするということでございまして、この点につきましては台風19号によって被災をした部分でございます。これは来週、国の災害査定を受ける予定でございますので、その査定の内容等によって具体のその復旧方法なりが決定する予定となっておりますので、今の段階ではあくまでも国

のほうに要望する額を計上させていただいているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 新井田遺跡につきましては、ほとんど終わって今年度は残った部分若干ありましたので、その発掘調査も完全に完了いたしました。それで、ちょっと30ページに関連の部分があるんですが、6目の防災集団移転促進事業費の中の需用費の部分ですけれど、これ印刷製本から消耗品費にかえたのですが、これはほとんど外での調査が終わったので保存とか保管するための消耗品を整備するというふうなことで、ここにかえたような形でやっております。それでほとんど大規模な遺跡調査というのは終わっているんですけども、あとそれぞれ圃場整備とか道路とかそんな感じで、町内の遺跡の調査は随時出てくるというふうなことでございます。あと、被災した文化財につきましては、町の指定の天女塚とかそのほか、やれる箇所は逐次やりまして、伝統芸能関係も補助事業を活用して用具とか衣装とかなんかもかなり整備いたしました。それで実際に活動もいろいろしていただいているというふうな状況ですし、巨木ですね、多分太郎坊なんかは県内で一番太い木かなということなんですが、それも引き続きやって経過を見ていますが、あるいは入谷の一本松、休場ですね、それらも経過を見ていますので今後とも枯らさないようにしたいなというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（阿部明広君） 29ページの施設、それから備品等の購入に関しましては、今回先ほど総務課長の説明でもありましたけれども、収穫用のコンバイン等とかネギの収穫機械とか、基幹事業といたしまして大規模施設の整備に関してはこのような施設を支援するというような形なんですけれども、次のページの12款のほうで耕作機械の購入費というような540万ほど予算計上しているんですけれども、こちらのほうで効果促進事業ということで50万以下の小さい機械、管理機とかあるいはそのネギの移植機とか苗箱の洗浄機とか、あるいは製品を運搬する台車とか、そういった細かな機械まで支援するような形にしております。大規模にネギ栽培するというところで、展示圃を設置いたしましてその栽培技術的な部分ですね、農改センターとかあとJAさんとかと、そういった栽培技術の支援もしていきたいというふうなことで考えております。あと、またバイオマス事業で液肥を利用するというような形もございますので、そちらのほうの展示圃も設置をしております、そういったさまざまな面で支援していきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 下のほうからいきたいと思いますが、その一番最後の27ページの分です。これ機械整備はもちろんこのようにやっていただけるということなのですが、さらにやっぱり担い手といいますか後継者育成のほうも町として指導していくべきだと思います。機械整備については、いわゆる使用する農家の方々の希望を十分取り入れて、先ほど参事お話ししましたように新規作物のネギのようなものについても、新しい作物ですので全く機械等もないわけですので、持続可能なようなその農業経営に結びつくようにぜひ当町の基幹作物になるように、基幹産業になりますように今後ともご指導をいただければと思いますし、そのようにすべきだと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それから、山谷線あるいは梨の木線等につきまして、やはりこれは道路だけでなく要望する際に、周りの木といいますか支障木といいますか、そういったことも伐採、あるいはそういったことを要望しないと、これから冬にかけていけばわかるんですが、日照が悪いと雪もなかなか解けなかったり、そういったことでせつかく道路を補修しても周りが悪いとその効果があらわれないといいますか、そういったこともありますので、その辺は私言わなくてもだと思ひますが、要望する際にそういったこともお話いただいでできるだけ環境のよい道路をつくっていただければと思います。その点ですね、山谷線等については特に長年私もずっと言ってきたつもりで、その間地元の方には震災という大義名分といいますか、そういった中で今は地元というか内陸のほうの工事は少し休んでいると、その後にといいことでお話ししてきましたが、例えばこれって細い道路なんですけれど、こういった工事をする場合迂回路とか、あるいは工事の際のプロセスといいますか、そういったことはほかの道路がなかった場合に大丈夫なんですかね。その辺ちょっと心配なものですから、生活道路ですからひとつその辺ご説明いただければと思います。

あと、その文化財関係は山城のことをお聞きしたのですが、全て説明していただきましてありがとうございます。そういったことで、今後ともこういった事業はともすると忘れがちといいいますか、風化されるものですので、ぜひこの辺も怠りなく事業を推進していただければと思います。また追ってお話聞く節があると思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 私の点、2点ございました。1つが、道路周辺の木の伐採ということでございます。基本的には、災害復旧事業で木の伐採というのは工事にかかわらなければ切れませんということと、それと所有者が町であればよろしいんですが、往々にして個人所有がございしますので、それは当然個人の方の許可をいただいでということになるかと思ひま

す。ですから、もし伐採するとすれば単独事業費の中で伐採をしていくほかはないかなというふうに考えておりますので、これは所有者それから地元の方とも十分協議が必要なことかなと思っております。

それから山谷線の迂回路につきまして、先ほど申しましたとおりこれから詳細のその辺の、地域の方も含めて予算が可決になればお話をさせていただきたいと思っております。私も知っているつもりでも意外と見落とししている箇所がございますので、担当も含めて地域の皆様とご相談しながら現場に仮設道路つくったほうがいいのか、それともほかのルートを整備したほうがいいのか、その辺も含めて検討させていただければというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 工事と申しますか、町道のことなんですが、実は課長おわかりだと思いますが、我々地元のほうで皆さんでカンパして道路は迂回路とはいいいませんが、突き抜けるように坂の貝線に取り付けをしております。ただ、やはり立派でないので砂利等のもし補修等がもし、それくらいで多分通れると。ただし、地域の方々にやっぱりご説明していただいて、その期間とかそういったことを示してそして了解、ご理解いただければ多分可能だと思いますが、その辺もひとつお話しておきたいと思えます。以上です。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第151号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第152号 平成26年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第152号平成26年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第152号平成26年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入において一般会計繰入金を、歳出においては職員人件費及び事務費をそれぞれ補正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、議案第152号の細部説明とさせていただきます。

補正予算書の39ページ、40ページをお開きいただきたいと思えます。

それぞれ補正額が127万ということで、それぞれ歳入歳出に追加し総額を26億5,071万5,000円とするものでございます。

昨年同期との比較では9.6%の減、2億8,000万ほどの減という予算になっております。

内容でございますが、41ページ、42ページをお開きください。

42ページの歳出の部分で、人事異動や給与改定に伴う増加部分として総務費の関係科目にそれぞれ計上したものでございまして、その財源として41ページの歳入において事務費繰入金として一般会計より繰り入れるものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第152号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第153号 平成26年度南三陸町介護保険特別会計補正予算
(第2号)

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第153号平成26年度南三陸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第153号平成26年度南三陸町介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入において一般会計繰入金を、歳出においては職員人件費及び介護保険料還付加算金をそれぞれ補正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

補正予算書の51ページ、52ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入でございます。

一般会計より319万5,000円を増額補正いたします。

歳出でございますが、1款の総務費、それから3款の地域支援事業費、それから53ページでございます地域支援事業費のケアマネジメント事業費と全て人件費でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第153号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第154号 平成26年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第154号平成26年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第154号平成26年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入において一般会計繰入金及び繰越金を、歳出においては職員人件費をそれぞれ補正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、詳細を説明させていただきます。

補正予算書の62ページ、63ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございます。

繰越金が発生する見込みとなりましたので、繰越金で93万1,000円を増額いたしまして一般会計繰入金を61万5,000円減額補正いたします。

63ページの歳出でございます。

職員共済組合の負担金として共済費を補正するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは質疑に入ります。「なし」の声あり

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。「なし」の声あり

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第154号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第155号 平成26年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第155号平成26年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第155号平成26年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入において繰入金を、歳出においては施設管理費をそれぞれ補正するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（羽生芳文君） それでは、詳細について説明させていただきます。

補正予算書72ページをお開き願います。

歳入でございます。

4款1項1目繰越金でございます。平成25年度から26年度への繰越金について103万円増額

補正をするものでございます。

次に、73ページでございます。

1款1項1目漁業集落排水施設管理費103万円の増額補正をお願いするものでございます。

内容といたしましては、11節需用費ですが袖浜浄化センターの原水ポンプの更新費用に不足します9万8,000円を修繕費として増額するものでございます。

それから13節委託料ですが、余剰汚泥運搬費の不足額として93万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、詳細説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第155号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は2時25分といたします。

午後2時07分 休憩

午後2時25分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第156号 平成26年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算
(第1号)

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第156号平成26年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第156号平成26年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入において一般会計繰入金及び繰越金を、歳出においては下水道総務費及び施設管理費をそれぞれ補正するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（羽生芳文君） それでは、詳細について説明させていただきます。

補正予算書の81ページをお開き願います。

歳入でございます。

5款繰入金1項1目一般会計繰入金ですが、218万8,000円を増額補正するものでございます。後にお話します歳出補正の分の不足額を補うためのものでございます。

6款1項1目繰越金でございます。平成25年度から平成26年度への繰越金について254万6,000円補正をするものでございます。

次に、82ページ。

歳出でございます。

1款1項下水道総務費1目下水道総務管理費27節公課費ですが、消費税の中間納付に不足します128万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、2款下水道事業費1項下水道施設管理費1目特定環境保全公共下水道施設管理費で345万4,000円を補正するものです。

内容ですが、11節需用費ですが歌津浄化センターへの水流入量の増加によりまして、設備稼働時間が増加したことによります不足する動力費15万円を増額するものでございます。

それから13節の委託料でございます。歌津浄化センターの余剰汚泥運搬費の不足額として180万円の増額をお願いするものでございます。

それから15節工事請負費でございます。これから設置いたします4カ所の汚水公共ますの設置に要する工事費150万4,000円の増額をお願いするものでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第156号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第157号 平成26年度南三陸町病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（星 喜美男君） 日程第10、議案第157号平成26年度南三陸町病院事業会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第157号平成26年度南三陸町病院事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

本案は、資本的収入において補助金を、資本的支出においては基金積立金をそれぞれ補正するものであります。

細部につきましては病院事務長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） それでは、細部を説明させていただきます。

補正予算書の87ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入におきまして、県補助金の第2期地域医療再生事業補助金として1,100万円を計上し、支出として基金積立金を同額計上し、医学生2名に対する修学資金とし

て活用するものであります。

以上細部説明とさせていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入支出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 手元に配付されております損益収支状況なんですけど、10月までのやつが入っているんですけど、11月のやつはどうなっているのでしょうか。9月あたりまで大体毎月3,000万ちょっとぐらいの赤字運営ということで、9月、10月だと4,000万円以上の赤字が発生しているんですね。それで11月の状況はどうなのかなど。その営業収益あるいはその費用の変動といいますか、変化はどのようになっておるのか。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） それでは、11月分の収益についてご報告申し上げます。入院の分でございますけれども、2,177万9,618円。それから診療所の分でございますけれども、2,393万8,118円。合計で4,571万7,736円というふうなことで、目標値が5,500万でございますけれども、若干下回っているというふうな状況でございますけれども、入院等現在の段階で公立志津川病院の入院の定数が38でございますけれども、昨今の入院患者数が35程度ぐらいの結構いい割合で推移しているといった状況でございます。米山の分が大体2,100万でございますけれども、目標値が2,500万規定で、これで大体300万少ない状態。目標値の外来の分につきましては、月額3,000万を目標にしてございますので、600万ぐらい少ないという状況でございます。ただ、今回一応一般会計の繰入金が2億5,000万、それから人材流出防止の県からの繰入金今年度末で2億というふうなことの収入が見込めますので、相対的には累積債務が発生しないというふうな状況にはなっております。なお、外来患者の目標値の200人というふうな人数のクリアと入院患者の38名の確保等を図りながら黒字に向かっていくような形で、累積債務の追加が発生しないような形で病院経営というふうなことで頑張っていきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 事務長の今お話されていたような11月の収支なんですけど、これは公営企業法で毎月これ出さなきゃならないことになっているわけね。きょうは今12月の12日なんで、もう既に出ているだろうと思うんですよね、出さなきゃならない。だからそういうのをきち

んとこの議会に出さなきゃなんないんじゃないかというふうに思います、私は。言われて言うんじゃない、その辺きちとやっぱり事務処理をやっていたかかないとね。町の毎年の一般会計からの持ち出しが2億5,000万、県からも来るから黒字というか累積赤字には出されないというふうな話ですけども、私そういう問題じゃないと思うんです。いかに患者さんに多くおいでをいただいて、そしてその実益といいますか仕事をした上での収益というものを果たさなければならないのが公営企業ですから。なんか県からくるから、赤字にはならないからみたいな話にはならないと思いますのでね。これからはとにかく議会やるために、きちと毎月のやつは、今回間に合ったか間に合わないかわかりませんが、出していただきたいと思いますよ。

それから、赤字が当たり前みたいなこの感覚でずっときているような感じするので、もう少し職員の方々にもやっぱりきちんと黒字に向けて努力をしていただきたいというふうなお話も大事じゃないかと。これは町長からの話だと思いますよ、事務長だけに任せないで、そこには病院長というのもおりますけれども、ぜひ努力をしていただきたいというふうに思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） 3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。

特別会計なんで、ちょっとこの資料には出てこなくて、先ほどの説明の中でインターン生という話が2名分という話が出たんですけども、これはインターンの先生のことなのか、新しい学生のほうなのかその辺の説明をもう一度お願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） これは医学生の就学金の貸し付けというふうなことで、現役の大学院生に対する貸し付けというふうなことになってございます。その内訳は、まず一時金が500万、これは入学時に500万。それから、月額25万というふうなことで、大学院生ですと6年間というふうなことで、今回昨年度から貸し付けが始まりました1名の医学生に対しまして300万。それから、今年度新規に貸し付けを行いました医学生に対しまして一時金の500万と1年間分の300万というふうなことで800万です。2者を加えて1,100万というふうな金額になってございます。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 学生の件だということなんですけれども、でれば今12月ですよ。去年であれば、もう500万出しているということなんですけれども。ことし3月に上がって多

分来していると思うんですよ、医学生ですから。それをなぜこの12月まで、この時期にしないでもっと早い時期にその医学生の人たちが必要でなかったのかということなんです。なんでここまでずれ込んできたのか、説明をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） この貸付制度につきましては、町からの基金積み立てというふうなことで5,000万の原資がございます。今回たまたま歳入として県から1,100万入りましたけれども、貸し付けにつきましてはもう既に実施をしてございます。補助金が入った段階で計上したというふうなことでございまして、決して遅れたというふうなわけではないというふうなことでご理解を賜りたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第157号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第158号 平成26年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第158号平成26年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第158号平成26年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

本案は、収益的支出において人事異動等に伴う職員人件費を補正するものであります。

細部につきましては病院事務長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決

定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） それでは、細部説明をさせていただきます。

補正予算書の92ページをお開き願います。

収益的支出の支出におきまして、人事院勧告に対する対応といたしまして、1目給与費に148万1,000円の増額補正を行うものでございます。

以上細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。

ページ数で、この関連ですけれども、今病院側としては長い入院をさせないで在宅のほうに皆回っている方が多くなっている昨今なんですけれども、ここにはその実績、実績というものが資料として出ていないんですけれども、わかっている範囲でいいですので、この実績の推移を先月でどのぐらいまで推移しているのか。お願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） 訪問看護につきましては、目標値が500というふうな回数で設定してございますけれども、実数としまして600を超えるような状況になってございます。訪問看護の収支からすると、今の段階で250万分ぐらいの黒字というふうなことで推移をしておると、順調に伸びているというふうなそういう状況でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第158号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（星 喜美男君） 日程第12、議案第159号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第159号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した小森ふ化場の建設工事に係る請負契約について、南三陸町議会に議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） それでは、議案第159号について細部説明を申し上げます。

議案参考資料（その2）の1ページをごらん願います。

工事名は、平成26年度南三陸町小森ふ化場建設工事でございます。

工事場所は、南三陸町志津川字熊田地内ということで、これは震災前にあった小森のふ化場の位置と同様でございます。

工事概要でございますが、延べ床面積1,625平方メートル。その内訳がその下に書いてございます。管理棟、資材庫棟、配水槽棟、それから飼育池という構成でございます。

入札の実施の内容、それから契約の状況につきましては、記載のとおりでございます。

その後ろに、地図とそれから図面をつけてございますので、施設の概要をご説明をさせていただきます。

施設位置はこの2ページの地図のとおりでございます。

3ページをごらん願います。

文字が細かくて大変申しわけございません。数字が小さいものですから、ちょっと数字もつけ加えて説明をさせていただきたいと思っております。

施設の左側大きな赤いところが管理棟でございます。横幅最長が35メートル、縦幅で26メートルの大きさでございます。水色が飼育池でございます。横が41メートル、縦が23メー

トルの大きさでございます。それから右下の赤いところが配水槽棟、それから右上の赤いところが資材庫棟となっております。

その拡大した図面が4ページでございます。

管理棟の平面図でございます。施設の機能といたしましては、停電時の対応の自家発電のほか、衛生環境、労働環境に配慮した構造となっております。下部の箱が並んでいるところは、卵のふ化室となっております。

めくっていただき、5ページ目が飼育池の図面でございます。全体で500万尾を飼育できる規模となっております。

以上、図面の説明とさせていただきますが、工期といたしましては契約上平成27年3月末ということとさせていただいておりますが、年度末に明許繰越等させていただき、27年、来年の9月までの工期として来年度のふ化放流事業に間に合わせたいと考えております。

この施設の整備により、稚魚500万尾の飼育放流を確実に行うとともに、水尻川のふ化施設と合わせまして、今後1,000万尾のふ化放流事業を実現し水産業の柱であるシロザケの資源管理型漁業の確立により、当町の安定的な水産業発展を目指すものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

5 番村岡賢一君。

○5 番（村岡賢一君） ふ化場の建設がようやく始まるわけでございますけれども、これまで震災でふ化放流がなかなか思うようにできなかった現状がございますので、漁師の方々は大変心配しているわけでございます。そういう中で臨まれるこのふ化場の建設ということで、それを待っている方々には大変この朗報だということでございます。これにあわせて、もう1カ所のふ化場も建設されるということでございますので、来年のふ化放流には間に合うように、とにかく頑張ってもらいたいと思っております。その中で、ふ化場のないような状況が今あるわけでございますので、ことしの遡上ということでどれほど遡上があったのか、そして遡上されたその卵はどういうふうに管理されているのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 遡上ということですが、まずもって捕獲の状況からちょっとご説明をさせていただきたいと思っております。現在、水揚げの状況的には10日現在で1,800トンほどでございます。これは昨年度と比べてマイナス300トンの状況です。売り上げのほうでございますが、現在8億2,000万ほどの水揚げ高となっております、これは去年同期と比べて逆

に伸びておりまして112%の状況でございます。実は単価的に現在平均で見ますと、453円キロ当たりということで、去年345円でしたので1.3倍ぐらいの高値で取引されているというような状況でございます。その遡上の状況となりますと、実はことし網揚げのご協力もお願いしたところなんです、なかなかご協力もいただけない状況が1つはございましたが、実際それにかかわらず、やはり震災の年の稚魚が戻ってくる年という意味では、4年魚が戻ってくるという年で、なかなか志津川湾内いわゆる川に遡上する部分のサケそのものが非常に少ない状況になっております。通常そのふ化放流に耐えられない状況ということで、やはり当初心配したような状況にありまして、現在北上川のほうでの淡水組合のほうにお願いいたしまして、南三陸町として必要な採卵とふ化事業を実施しておりますので、最終的には当初計画の目標にあわせてふ化放流ができる計画と、見通しというようなことでございます。

○議長（星 喜美男君） 5番村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） この川に幾らくらい、ことし遡上したのか、その数とですね、その北上川の淡水をお願いしているということでございますけれども、池のない状態の中で、ということは稚魚としてこの南三陸町の河川に持ってきて放流するというお考えなのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 済みません。具体的な今上っているところの数値資料手元にございませんで、具体的には申し上げることはできないんですけども、全体の必要数といえますか町の計画からすれば、1割とかそういった規模の範囲の状況というふうに認識しております。したがって、それで足りない部分については北上川の淡水のご協力をいただくという形になろうと思います。よろしく申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 5番村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） ということは、ほとんどその北上川から必要なだけ譲ってもらって放流するという考えのようでございますけれども、やはり私たちも津波の年からちょうど帰ってくる年なんですけれども、魚が小さい魚で津波にあったので、かなり生き残っている可能性があるんじゃないかと期待はしていたのですが、やはり予想どおりそういう影響がかなりあったということございました。もちろん海でとれたということは、南三陸町に帰ってくる魚だけでなく沖合でとれたということもございますので、データのにははかり知ることはできませんけれども、私が心配しておりますのは、やはりこの来年、再来年、3年、4年とかかって帰ってくる魚でございますので、来年、再来年が大変心配されております。ことし

放流しても帰ってくるのは4年後ということでございます。ここから3年間は、大変漁師さんたちにとっては厳しい年を迎えるのではないかと心配しております。そんないろいろなこの先行き不安な状態がございますので、どうかこのふ化放流はしっかりと事故のないように放流をしていただいて、それからいろいろなこれからそういう不漁の年が訪れる可能性もございますので、このあたりをしっかりとやはり町当局もお考えいただいて、漁師が安心して次の漁に取りかかれるような施策、考え方、ご指導をお願いしたいと思ひまして終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。8番佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） ふ化場の建設につきましては、今前者が申し上げたように、非常に我が町の漁業にとって重要な事業というか、根拠になるわけでございます。それで、小森ふ化場建設工事、これ非常に喜ばしい限りでございますが、一方水尻川現在あるわけでございますが、いわゆる既にバック堤方式、バック堤河川改良、上流端から始まっております。したがって今後の水尻川のふ化場の形がどうなるのか。

それから27年の放流に間に合うよというような作業工程のようですが、その作業といわゆる工事の形と、いわゆる放流事業、その辺の調整をどのようにしていくのか、その辺慎重にやっていただきたいと思うんですがいかがですか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 27年度のふ化放流に間に合わせるというのは、実はといいますか小森の部分として説明をしたつもりなんですけれども、実は水尻のほうはこれから河川堤の工事の中で、現在のふ化場の位置とちょうどかぶってしまいます。それで、今回補正予算でとりあえず設計の部分の費用を取らせていただいているのは、この後河川堤でその施設が使えなくなった後に申請しようと、県のほうに、県の予算でつくっていただこうと今働きかけをしているんですけれども、それは28年度の完成、それから施設利用になろうと思います。来年度は現在のその施設を使って、そのふ化場の利用の間と間に工事をうまく組み合わせていくというような、そういった流れの中で南三陸町として放流すべき1,000万尾を確保していかうと、そういう計画と手順になってございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） その現在の水尻川のふ化場、移設場所は決まっているんですかね、その移動する場所というか、新しく設置する場所。

それから、上流端からここ始まっておりますので、非常に何ていうんですか、河川もいわゆる狭隘になっていきますし、環境も悪いと、まさしく放流事業には厳しいような環境になって

おるわけですね。したがって、その辺のバック堤の河川改良も相当時間がかかるでしょうから、そこら辺の調整を県のほうと十二分に話をしながら調整して、なるべくいい環境で放流をしていただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 移設場所も含めて、おおむねの位置は検討済みなんですけれども、確定させるという部分では協議中でございます。そして議員ご心配のとおり、やはり課題となる部分は水源の確保ということで、実際その水源調査を試みたところ、やはりかなり上流部のほうからも引いてこないと十分な水量が確保難しいような状況がございますので、それらやはり安定的に施設運営するために慎重に協議しながら、調査しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 色の違いが眼鏡が合わないので、字が見えませんが、関連で伺います。前者も伺い、質疑いたしますけれども、ことしのこの秋鮭漁の関係ですけれども、量的には1,800トン、去年より300トン少ないと。しかし金額では去年を増しているんだというような答弁であります。恐らくもうほぼ終了だろうと思いますが、その辺は今後時期的にまだ漁期があるのか、これからもくるのか。

それからですね、サケは刺し網、定置網、角網この3種類で漁をします。3種類でね。その区分が、もしわかるとするならば教えてもらいたい。定置網さ何トン、刺し網ができれば何トンぐらい、船が出てその刺し網の分が定置網と比較してどういうものかなと、角網がどうふうものかなと、こういうふうに。私はね山のほうだから、海に興味を持っているものだから、いろいろお伺いしたいと。

それから、この志津川、水尻川関係、非常にサケの遡上が少ないというのを聞いております。それで、ことしのそのサケの遊泳といいますか、そのような内容を課長は何か把握しているのかどうか。例えば、専門家さ言わせると、津谷川あるいは馬籠川、2級河川ね。あそこにはどンドン来ているんだと。しかし、馬籠川からこの南のほうには余り来ない。専門家の話です。そういうようなことを言われているものですから、それらその水揚げの内容が一体どうなっているんだろうなど。

それから前者も話したように、果たして来年、再来年、どのように変化出てくるのか。志津川の魚市場はサケが8割とか9割と。そういうような内容でありますので、非常に注目すべきところだと。

それから、この図面を見ていきますと、約1,000平米、総面積ね。池は900幾らでしょう。そういうことで500万粒、もっとこのぐらいの面積あれば、もっともっとできると思うんですよ。それらをちょっと今後検討する必要があるんじゃないかと。どなたが設計したかわかりませんがね。私、小泉の今言った馬籠川のふ化場にちょこちょこ寄っているいろんなことを聞かんですがね。あそこは2億2,000万で震災前につくったんですけれどね。1,200万粒もう終わっています。そして、思ったよりもどンドンサケがきているんだと。それでどうにもならないからそっちこっちに上げたいような現状のようです。それで、その辺も北上川にいっぱいあればいいんですけど、その辺も現にそういうことでもう数量が終わっていますから。予定数量がね。小泉川からいただいたほうがいいんでないかなと思いますかね。その辺の内容説明をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 1点、カクタアミっておっしゃいましたでしょうか。以前の議会でもこの網の形状について議員からご質問いただき、私なりにちょっと調べてみたんですが、どうもそのような名称では呼んでなくて、恐らくという中で水産事務所のほうから確認したのは、その議員おっしゃる部分のカクタアミというのは定置網の小型定置のタイプでないかというようなアドバイスをいただきましたので、通常の大きな網を決まった場所にずっと広げて行う定置の中のやや小型のタイプのものがそれだと思います。それから刺し網の漁と、刺し網は定置に比較すれば全く小さなタイプになってくるわけですけども、定置網のほうと比較すれば漁師といいますか漁業者の数ははるかに刺し網のほうが多いような状況にございます。ただ、収量とすれば定置のほうが大きいということですね。

それで、漁期とすれば定置のほうは終わっておりまして、これから3月あたりまで刺し網のほうが続くというふうに聞いております。ですので、水揚げはまだこの先も続くということになります。

馬籠川、それから小泉川の遡上のほうは非常に順調だったというようなお話のようでございますが、当町とすればやはり放流前の状態でふ化場の中で津波を食ってしまった稚魚たちの生存率が相当低かったというふうに認識しておるところでございます。小泉川のほうの漁期も終わってこれからの分、分けてもらったらばというようなご助言もありますが、北上川のほうで必要数量、予定数量こちらも確保いたしましたものですから、ことしの計画においてはその稚魚を活用させていただきたいというふうに思っているところでございます。よろしくお願いいたします。

済みません。定置と刺し網の収量の割合についてご質問いただいた資料を申しわけございません。ちょっと手元に今持ってきておりませんが、向こうでは把握をしております。ちょっと済みません、記憶がございませんので、いずれ。量的には、刺し網は例年ベースで、定置網は例年と比べると8割程度の数量だというようなことまでは今資料として持っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 8割が定置網。（「去年と比べて定置は8割程度です」の声あり）そうすると、角網って新聞に上がっているんです、そういうふうに。そうするとそれが違うんだ。私ほら、山手のほうであんまり詳しくないからね。海の方はわかっているかもわかりませんがね。新聞にはそういうふうに区分されて刺し網、定置網、角網ってこういうふうに3通りに。それで、その日によっては刺し網が非常に多い日もあれば、定置網が多い日もあります。そのような中で、私はそんなに違わないんじゃないかなと、恐らく刺し網かなんかで金額出るんじゃないですか。それわかりませんか、大体その刺し網できる漁師の方々ね、わかればその辺。

それから、非常に泳いでいるのを見たわけじゃないから、どう泳いでいるか、遊泳の内容はわからないでしょうが、しかし大事なことなんです。今まで遊泳していた、遊泳の、早く言えばサケの道路ですから、その道路が変わればサケが来ないんですから。この志津川の水尻にも八幡川にも。ところが、南のほうには結構来ている。そういう関係で非常にその辺が心配されるなと思って、それで私はそういうことを聞いているんです。とにかく、南以南には余り来ないんだと。それは沖でしょう。恐らく刺し網のほうは、沖のほうで刺すから入るんだというようなことですので、定置網を行っている家が何軒ほどあるのか、恐らく定置網の方々は量が少ないんじゃないかなと思って心配していますがね。それでそういうあれを聞いているわけです。その遊泳などその辺もやっぱり課長勉強するのがいいんじゃないかと思いますが。まあいいです。終わります。

○議長（星 喜美男君） 7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 今の説明で、放流1,000万尾と、目標ですね。それで1,000万尾をふ化すると。この歩留りというのは、どういうものなんでしょうね。サケのね。それでこの設計のこの飼育能力といいますか、それは何ぼぐらいの計算で設計しているのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 歩留りは回帰率ということでお答えしてよろしいでしょうか。卵から放流するまでの割合という部分では、大体当町では75%から80%の間ぐらいを目標にしてございますが、一般的にはやっぱり70%を超えれば好成績だというふうにされているそうでございます。割合当町的にはこれまでそういう意味では、一般よりもいい成績で歩留りしていたのかなというふうに思います。

あと施設規模ですけれども、前の議員さんからもお話ちょっと触れまして回答し忘れましたが、規模的にはおっしゃるとおり500万尾といいながら、水尻でかつちり500万、小森でかつちり500万ということはなかなか現実いきませんので、そのある程度そちらのそれぞれのぶれが吸収できるぐらいの規模ということで、それから現実的にはもう1つ要因がありまして、震災前あった水戸辺川の部分も含めて小森のほうでふ化するというようなことに計画しておりますので、そういう意味では従前の被災前の面積より40%ぐらい大き目に、1.4倍ぐらいの大きさに、プールの大きさ、水槽の大きさが計画されてございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） ちょっとずれたようですがね。私が言ったのは、1,000万粒から尾に要はふ化されると。卵からね。じゃなくて、その1,000万尾もをそのまま放す場合に、どれだけそのとまるかということを行っているの。1,000万尾つくって、放流するとき1,000万尾全部それが生きていくのかということ。その歩留りを聞いたんです。それはわからないですか。まあ、それをだんだんにそれまでわかるような技術をしないと、なかなかその計画するのはずさんなものになってしまいますから。

それでその足りない分は、ほかから買うんだと、調達してもらうんだと。それで先般、その網揚げの協力の部分で、何か業者の方々から買ったほうがいいんじゃないかとか、やっぱりここでつくったほうがいいんじゃないかというような、その賛否が出たようでありますが。その辺あたりのその考え方というのは、担当課として今後この事業を継続していく上で、どのようにそれを捉えているか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 今の水揚げ状況や、単価の高騰などの状況などを考えますと、漁師さん方に見れば津波で南三陸町で放流できなかったにもかかわらずこれだけのサケがとれている現状からすれば、南三陸町で網揚げしなくてもとれるんじゃないかというような、そういった視点が1つございます。もちろん地元企業への影響も考えて、できるだけことし分はとれるだけ海でとりたいというようなお話だったようでございます。ただやっぱり資

源管理の考え方からしますと、その河川で放流したものだけその海でとれているわけではなくて、実際はお互いの河川の中で放流したものが広く遊泳して、お互いに助け合って収穫量といえますか漁獲量を確保しているというふうに認識しております。宮城県として5,000万尾の放流計画がありまして、そのうちの1,000万分を南三陸町が担うという役割の位置づけになっております。したがって、単にそれぞれの河川で放流して回帰率幾らということが単純には言えませんし、それからその年、その年でも相当回帰率に動きがありますので、その放流した河川イコールそこに戻ってくるサケという考え方ではなくて、宮城県ないしは東北、広く言えば日本全体でその放流尾数を管理調整しながらお互いの海でとれるものを確保する、それを指導していきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） いずれにしても、この全国的にサケの需要というのが伸びてきているようでありまして。それでこれから有望視される魚種でもあると思いますので、これからどんどんと順調にきた放流事業が津波によって寸断されたというような状況ではあります。一日も早い復興を成し遂げるように努力していただきたい。強いて言えば、何年か前にも言ったことがあります。頭のいいサケをつくっていただきたいと、横寄しないで帰ってくるサケをですね、これを多くつくってもらいたい。以上です。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第159号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 請願12の1 東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を、被災市町村の負担によらず継続するための財政措置を求める意見書提出についての請願書

○議長（星 喜美男君） 日程第13、請願12の1 東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及

び介護保険利用者負担の減免を、被災市町村の負担によらず継続するための財政措置を求める意見書提出についての請願書を議題といたします。

お諮りいたします。

請願12の1については、民生教育常任委員会に付託し閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、請願12の1については民生教育常任委員会に付託し閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第14 閉会中の継続調査申出について

○議長（星 喜美男君） 日程第14、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

総務常任委員会、産業建設常任委員会、民生教育常任委員会、議会運営委員会、議会広報に関する特別委員会、議会行財政改革に関する特別委員会、三陸縦貫自動車道建設促進に関する特別委員会、東日本大震災対策特別委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

お諮りいたします。

本定例会に付された事件は、全て終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

ここで、町長より挨拶がありましたら、お願いいたします。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、12月定例会の閉会に当たりまして、私から議員の皆様方に一言御礼を申し上げさせていただきたいと思います。

12月9日に開会をいたしました。12月定例議会、きょうで実質4日目になりますが全議案、議員の皆様方の慎重なご審議のもとにご承認を賜りましたこと、ここから厚く御礼を申し上げさせていただきたいと思っております。本当に年をとると月日のたつのが大変早いもので、ついこの間お正月とっておりましたら、ことしもあと20日で平成26年も終了ということになりました。町民の皆さん方、被災した町民の皆さん方、まだまだ復興が進まないと思いながら、気持ちを持ちながら日々お過ごしでございますが、しかしながら議員の皆様方のご協力をいただきまして、町の防災集団移転促進事業あるいは災害公営住宅、そしてまた隣には病院が今鋭意建築中でありまして、来年の10月末には完成の運びということになります。そしてまた戸倉小学校の建築につきましても、来年の2学期から子供たちが戸倉に帰って元気に勉強できると、そういう環境が徐々にでありますを整ってまいります。ことしの4月22、23日に天皇皇后両陛下が行幸啓でお越しをいただきまして、この震災以降南三陸町に2回足を運んでいただきました。もう本当にことしも行幸啓でお越しいただきまして、南三陸の町民の皆さん大いにお力をいただいたものというふうに思っております。そういった我々も多くの方々のご支援をいただきながら、この3年9カ月歩いてまいりましたので、来年もまた皆さんと一緒に力を合わせながら頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。なお、年末年始どうぞ議員の皆様方には健康に十分ご留意をいただいて、よい年をお迎えいただきますようお願いを申し上げまして私からの御礼の挨拶にかえたいと思っております。

大変ありがとうございました。

○議長（星 喜美男君） それでは、私からも一言挨拶を述べさせていただきます。

4日間にわたっての12月定例会大変ご苦労さまでございました。またこの週末は寒波が襲来しそうでございます。どうか体調管理をしっかりなされまして、一日も早い復興が加速されますよう今後の議会活動にさらにご尽力をくださいますようお願いをいたしまして挨拶とかえさせていただきます。

これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成26年第12回南三陸町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後3時25分 閉会